

# 官報 号外 昭和四十二年七月十四日

## ○第五十五回 衆議院会議録 第二十九号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

議事日程 第三十二号

昭和四十二年七月十四日

午後一時開議

第一 果樹保険臨時措置法案(内閣提出)

第二 石炭鉱業年金基金法案(内閣提出)

第三 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

都市計画法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 果樹保険臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱業年金基金法案(内閣提出)

日程第三 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出)

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出)

日本学術振興会法案(内閣提出)

○副議長(園田直君) これより会議を開きます。  
○副議長(園田直君) 内閣提出、都市計画法案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣西村英一君。

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 都市計画法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における人口及び産業の都市集中に伴い、都市及びその周辺の地域における市街地の無秩序な拡散が、公害の発生等都市環境の悪化と公共投資の非効率化の弊害を生ずるに至っております。この際、これらの弊害を除去し、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるための対策を確立することが緊要の課題となつております。

現行の都市計画法は、大正八年に制定されて以来半世紀を経てまいりましたが、その内容は、もはや昨今の都市の問題に十分に対処することができないものとなつております。すなわち、都市の秩序ある発展をはかるための総合的な土地利用計画の確立、都市計画における広域性及び総合性の確保、国と地方公共団体間の事務配分と都市計画の決定手続の合理化等、新しい時代の要請に応じた新しい都市計画の制度を早急に確立することが必要となつてきたのであります。

今回、これらの諸点について十分な検討を加え、都市計画の制度を全面的に改革し、もつて現下の要請にこたえることとした次第であります。

以上がこの法律案の趣旨であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、都市計画区域は、必ずしも市町村の行政区域にとらわれず、都市の実態及び将来の計画を勘案して、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を定むることができるることといたしました。

指定の手続としては、都道府県知事が建設大臣の認可を受けて指定することとし、特に必要がある場合には、建設大臣が二以上の都府県にわたって都市計画区域を指定することができるることとなりました。

第二に、都市計画の内容として、用途地域、その他の地域地区、道路、その他の都市施設及び土地整理事業、その他の市街地開発事業を定むこととするほか、新たに市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることといたしました。すなわち、優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域とし、都市計画区域をこれらの両区域に区分することにより、秩序ある市街地の形成をはかることといたしております。

第三に、都市計画の決定主体につきまして、広域的見地から決定すべき事項、または根幹的な重要な事項に関する都市計画は都道府県知事が、その他の事項に関する都市計画は市町村が決定することといたしました。この場合、市町村は都道府県知事の承認を要することとする等により、都市計画の一体性を確保することといたしております。

また、都道府県知事が都市計画を決定するに際し、一定の場合について建設大臣の認可を受けるべきこと、必要がある場合における建設大臣の指示等を規定することにより、国の立場から必要な調整をはかることができることがといたしました。

なお、二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域にかかる都市計画は建設大臣が決定することといたしております。

第四に、開発許可の制度を創設し、市街化区域または市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないものといたしました。この場合、良好な市街地が形成されるような一定水準の道路、下水道等の都市施設を備えたものでなければならぬ等の要件を規定するとともに、市街

化調整区域内につきましては、さらにその区域内

に立地することが支障なく、またはやむを得ない行為に限り許可することいたしました。

なお、市街化区域及び市街化調整区域の区分及び開発許可制度は、当分の間、大都市及びその周辺等の区域以外の都市計画区域については適用しないものといたしております。

第五に、都市計画施設または市街地開発事業の区域については、一定の建築物の建築を規制することとし、特に重要な都市計画施設等の区域については、建築を許可しないことができる反面、土地所有者の申し出により土地を賣い取る制度を定めております。

第六に、都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行することを原則とし、一定の場合には都道府県、国の機関、または民間の者が認可を受けて施行することができるところとし、この場合には、土地等の収用または使用をすることができる」といたしました。

第七に、この法律により権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項を調査審議するため、建設省に都市計画中央審議会を、都道府県に都市計画地方審議会を置くこととしたほか、開発許可にかかる不服審査を処理する機関として、都道府県に開発審査会を置くことにいたしました。

第八に、農地法の一部を改正し、市街化区域内の農地等については、農地法に基づく農地転用の許可等を要しないことといたしました。

第九に、この法律の施行に伴い必要な事項につきましては、別に法律で定むることとしておりましたが、開発許可制度を創設いたしましたこと

との関連におきまして、本法により住宅地造成事業に関する法律を廃止することといたしました。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

## 官報(号外)

都市計画法案（内閣提出）の趣旨説明に対する  
○副議長（園田直君） ただいまの趣旨の説明に対  
する質疑

して質疑の通告があります。これを許します。福岡義登君。

### 〔福岡義登君登壇〕

○福岡義登君 私は、先ほど西村建設大臣から趣旨の説明がありました都計画法案に対し、日本社会党を代表いたしまして質問を行ない、総理大臣並びに関係大臣から責任ある答弁を求めるたいと思うのであります。(拍手)

まず第一に指摘しなければなりませんのは、政

府の今日までの国土総合開発、都市対策、地価対策など、国民生活安定のための諸政策がきわめて

貧困であり、国民生活に大きな不安と多大な迷惑

をかけているという点であります。

すなわち、政府のこれらの一連の有効適切な計

画がないために、御承知のとおり、きわめて大き

な地域格差を生ぜしめ、未開発、非文明生活を余

機なくされている山間僻地が無数に取り残されて

いる反面、都市では人口過密、住宅難、産業公

害、交通地獄などが発生しているのであります。

さらに、都市周辺ではスプロール現象がその極に

達し、大きな問題を提起していることも御承知の

とおりであります。これらの事実は、何人も否定

することのできない冷厳なる事実であります。

佐藤総理は、一体その政治責任をどのように考え

られておられるのか、今後いかなる対策をとられよう

としているのか、伺いたいのであります。(拍手)

本院は、去る昭和三十九年五月二十九日、自民、

社会、民社三党共同提案による、地価安定施策の

強化に関する決議案を可決し、農地との調整を考

慮した土地利用計画の策定、地価の公示制度の確

立、空閑地税等の税制、その他の制度を確立する

ことなどにより、すみやかに地価の安定をはかる

ことを要求いたしましたのであります。しかるに政府

は、それから一年六ヶ月も何らなすところなく、

ようやく昭和四十年十一月九日、地価対策閣僚協

議会において若干の方向を打ち出したにすぎない

のであります。しかも、これらの方向は、抜本的

対策ではなく、糊塗的であり、今日に至るも有効的

な具体的な施策がなく、前に申し述べましたように、国民生活を不安におどしれていることは、まことに遺憾であるといわざるを得ないのであります。(拍手)総理は一体本気で国土総合開発を考えられているのかどうか、その所信を承りたいの

であります。

今回の都市計画法も、結果的には都市を中心とした部分的土地利用計画となる心配をするものであります。国土の総合開発、土地利用計画などについて総理はどうよろしくお考えされているのか、伺いたいのであります。

統いて、特にこの機会に佐藤総理から見解を明らかにいたしてもらいたいと思いますことは、去る七月八日から九日にかけて発生いたしました、広島県を中心とする西日本の集中豪雨による災害についてであります。死亡者三百名をこえるといふ、まれに見るこの災害は、恐をして言わしめます。ならば、天災ではなく人災だということであります。(拍手)もし、適切なる土地利用計画としての都市計画、宅地造成、中小河川の整備などの施策がとられていたならば、災害の大部分は防止しえたと考えるのであります。そうだといたしますならば、今回の災害に対する政治責任はきわめて大きいと思ひりますが、その見解を伺うとともに、災害対策についても責任ある方針を示していただきたいのであります。

質問の第二は、地価対策についてであります。今日の地価は、一刻も猶予できないところでござりますが、地価問題は、一般地価との関連など、抑制など、税制の面からの対策が必要であると考えるのであります。たとえば空閑地税、土地増税、土地利用促進税などを設ければ、対策を立てられる意思があるかどうか、お伺いしたいのです。

税制についてであります。

土地の利用促進、開発利益の再分配、不劳所得の抑制など、税制の面からの対策が必要であると考えるのであります。たとえば空閑地税、土地増税、土地利用促進税などを設ければ、対策を立てられる意思があるかどうか、お伺いしたいのです。

次に、経済企画庁長官にお尋ねいたしたいのですが、経済政策の面からどのように考えられているのか、その所信を承りたいのであります。

ございますが、地価問題は、一般地価との関連なども密接であり、また信用インフレ増長など、わが国経済の基本にも触れる重要な問題であります。

第三の質問は、農地対策についてであります。最近、農地が、宅地、工場用地、公共事業用地などに大幅に転用されています。これらの農地は、気候や交通条件などによく、生産性の高い農地であることを思いますときに、黙視できない問題であると考えるのであります。また、これらの農地の転用により農地が減少しているにもかかわらず、格別農地造成を見られないのです。

わが国の農産物の自給率はわずかに七六%程度し

かなく、一兆円に及ぶ輸入をいたしておる現状であります。國際的にも食糧不足が予想される今日、日本の将来の食糧問題をどのように考えておられるのか。また、今日の農村の生活実態をどのように改善されようとしておられるのか、さらに、住宅、工場等による農地の蚕食は、農地価格の高騰を招き、農業の体质改善のための經營規模の拡大が全く不可能になつてゐる農村が、全国至るところに発生いたしておるのであります。これらの地域の荒廃し、またはせんとしつつある農業を、いかに健全なものに立て直すとされているのか、農林大臣及び経済企画庁長官に伺いたいのです。

さらずに、最近、政府は、国有林をバルブ業者など民間に払い下げるなどを考へておるようあります。これが再び黒い霧の発生にならないとも限りませんし、何よりも貴重な園土でありますから、これを思ふとどうも農業振興など、国土開発のために活用されべきだと考えます。貴問の第四は、地方財政についてであります。

今日、地方財政は、一般的にも非常に深刻な状態となつております。都市計画事業遂行には、特別の対策を必要とするものと考えております。御承知のよう、高度成長政策の結果、人口の都市集中と、都市周辺への企業進出の現象が見られておる現在、固定資産税と住民税に大きく依存している地方自治体としては、ここに大きな財政上の格差を生ずる結果を招いております。そのためには、自然、企業誘致競争を展開し、あたかも地方自治体が企業に隸属しているかの印象を与えておられます。この企業誘致は、公害対策など今まで、財政面を重点として行なわれていますだけに、公害も続出していまして、その対策のために地方財政がこの面から圧迫されると、いわば矛盾も露呈いたしております。

そこで、大蔵大臣及び自治大臣にお伺いしたい。最後の質問は、都市計画事業の推進のための責任体制と指導についてであります。

都市計画事業は、明確な責任体制と指導力及び財政的裏づけがなければ遂行できないことは明らかであります。しかるにこの都市計画法案では、そのほとんどを地方自治体に依存しておるのであります。土地所有権に対する制限、膨大な財政の裏づけなどを前提としている都市計画事業について、政府は、地方自治体に依存しておるのであります。土地は商品にあらずして公共的性格が強いものであるという意識に変えさせながら、土地利用の合理化をはかることは困難であると思ふのであります。総理はそれをどのように考へておられるのか、伺いたいのであります。

御承知のように、国土の均衡ある発展をはかることは、政府、また政治上、私どもに課せられた使命でございます。そういう意味で、この均衡ある発展をいろいろ諸施策とともにはかつてまいりっておりますが、最近の都市化の傾向、これは二つとも同時にやらなければなりません。

したがて、福岡君からいろいろ御指摘になります。ただいま御提案いたしておられたものは、その過密対策の一つであります。過密対策、過疎対策、これは二つとも同時にやらなければならぬのであります。ただいま御提案いたしておられたのは、その過密対策の一つであります。

そこで、福岡君からいろいろ御指摘になりましたが、都市化のためにいろいろな弊害を生じておること、それはそのとおりであります。私どもの今後のねらいと申しますが、先ほど説明をいたしましたが、都市化のためには、環境を整備いたしまして、住まい、しかも働きやすい都会をつくるといふのがねらいでございます。したがいまして、既成都市の市街部におきましては、いわゆる再開発の問題を真剣に取り組む、さらに、周辺地区に対しましては、これを都心と結ぶ、さらに、効率いい、働きやすい、住みいい都市化の方向に進んであります。都市計画法が大正年間の日本産業の密問題、交通難、産業公害、住宅難など、国民生活を苦しめる一切の問題は、すべて土地政策、つまり土地利用の合理性がなかったことによるものであります。都市計画法が大正年間の日本産業の効率化によって制定されたままであり、産業経済の発展に即応しつつ改正されなかつたところに、今日の現下の諸問題を解決する根本的問題であることを認識されまして、総理の誠意ある答弁を期待いたし、私の質問を終わりたいと思います。

(拍手) さて、私は申し上げるまでもなく、住みいい都會といふ、そこにいままでのようない無秩序、無計画でなればならないと思います。ただいまの計画法では、それらの点について具体的にそれぞれ規定しておるわけであります。

私が申し上げるまでもなく、住みいい都會といふ、それは適当な綠地も、また上下水道も整備され、その他生活環境の問題が整うことであります。また、都市化はもちろんのこと、住宅の建設にあります。今後、都市化から見れば、都

のであります。都市計画法実施とともに、これ地方財政について、どのような財政の根本的対策を考えられているのか、お伺いしたいのです。

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 都市計画法案の諸

点についてのお尋ねござります。私から基本的な考え方をお答えいたしまして、その他は所管大臣に譲りたいと思います。

【内閣総理大臣佐藤栄作君登壇】

御承知のように、国土の均衡ある発展をはかることは、政府、また政治上、私どもに課せられた重大なる使命でございます。そういう意味で、この均衡ある発展をいろいろ諸施策とともにはかつてまいりておりますが、最近の都市化の傾向、これはたいへん急速にその方向に進んでおります。

したがいまして、御指摘にありましたよくな過疎対策、これは二つとも同時にやらなければならぬのであります。たゞいま御提案いたしておられたのは、その過密対策の一つであります。

そこで、福岡君からいろいろ御指摘になりましたが、都市化のためにいろいろな弊害を生じておること、それはそのとおりであります。私どもの今後のねらいと申しますが、先ほど説明をいたしましたが、都市化のためには、環境を整備いたしまして、住まい、しかも働きやすい都會をつくるといふのがねらいでございます。したがいまして、既成都市の市街部におきましては、いわゆる再開発の問題を真剣に取り組む、さらに、周辺地区に対しましては、これを都心と結ぶ、さらに、効率いい、働きやすい、住みいい都市化の方向に進んであります。都市計画法が大正年間の日本産業の密問題、交通難、産業公害、住宅難など、国民生活を苦しめる一切の問題は、すべて土地政策、つまり土地利用の合理性がなかったことによるものであります。都市計画法が大正年間の日本産業の効率化によって制定されたままであり、産業経済の発展に即応しつつ改正されなかつたところに、今日の現下の諸問題を解決する根本的問題であることを認識されまして、総理の誠意ある答弁を期待いたし、私の質問を終わりたいと思います。

(拍手)

問題は、急速に發展した、しかも無計画に發展した都市化、これに十分処置することができなく、今日かのような災害が起り、多數の生命、財産を失つたことを考えますと、まことに遺憾に思ふります。たゞいま予算を使っていましたが、今後重点的に予算を使つていふことにさくらにくふうをいたしたいと思ひます。しかし、そこには今までのようない無秩序、無計画でなればならないと思います。ただいまの計画法では、それらの点について具体的にそれぞれ規定しておるわけであります。

問題は、急速に發展した、しかも無計画に發展した都市化、これに十分処置することができなく、

と思ふであります。

市河川の改修はもちろんのこと、住宅の建設にありまして、在来のようない無計画でなく

て、これからは、良識のある、また社会的規制に応するよろしい形におきまして住宅の建設を進めるべきではないかと思います。これらの点は、今後の問題として、今回の苦い災害の経験、これを生かしてそれぞれ対策を立ててしまいたいと思います。

## (号外)

最後に、今回の問題にいたしましても、地方公団体が主体になっておる、そういう意味で、財政的にも非常に弱いものではないか、こういう御指摘であります。この都市の整備事業といふものは、やはり都市行政を担当するもの、それが行なうのが最も適当な方法だと思います。私が申し上げるまでもなく、ただいまの都市行政の担当者は地方自治体でございます。したがいまして、この都市整備をする、そういう場合におきましては、その地方団体の責任において整備事業を遂行していく、これは当然のことだと思います。しかし、国は国の立場においてこの都市整備事業を推進していく考え方でござりますから、財政的には適当な補助をいたしまして、そうして円滑な遂行ができるようになつたいたしておるわけであります。今後ともこの方針には変わりはございません。中央と地方との連携を緊密にして、最も時代的な要請であるこの都市計画について積極的に取り組む考えでございます。(拍手)

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 私に対する御質問は、宅地の供給についてでございましたが、宅地の供給につきましては、住宅建設計画に応じまして開発をはかつておるわけでございますが、日本住宅公団並びに住宅金融公庫の融資等によつて、地方公共団体、こういふような公共的機関が宅地の開發をはかつてまいりておるのでございます。しかしながら、公的機関によつて宅地の供給をするということも、やはりある限度がござりますので、どうしても民間業者に依存しなければならない場

合も起つておるわけでございます。しかしながら、この場合におきましても、やはり民間業者を育成するべきではないかと思います。これらの点は、今後ために、住宅融資の保険制度の改善をいたしまして、また税制の措置等を講じまして、民間業者を育ててりっぱな宅地を供給するように心がけておる次第でございます。

むしろ、宅地の供給は、公営の機関で売買したらどうだといふようなお話をございましたが、今回政府は宅地建物取引業法の改正案を出しまして、不良業者につきましては、誇大広告を取り締まるとか、あるいはまた、事前の説明をして、なるべく不良業者をなくするように、業界の育成をはかつて、りっぱな宅地を供給したいと思ってやつておる次第でございます。

それから、地価安定施策の強化に関する三党の決議でございますが、実は今回都市計画法を改正いたしましたのも、その決議にこたえる一つの方

法でございます。

その他空閑地税等の問題もございますが、これ

は大蔵大臣からお話をあるかと思います。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

お答ええします。

○國務大臣(水田三喜男君) 土地に関する税制につきましては、土地の有効利

用の促進といふ立場から、または土地の担税力

等の見地から、再検討を加えるべき時期となりま

したので、今回税制調査会に土地税制特別部会を設け、その検討を進めているところでございま

す。御指摘の空閑地税や土地増価税の問題も、土

地税制の一環として、だいま審議を願つておる最

中でござりますので、その結論を待つてから法案の準備に取りかかるつもりであります。(拍手)

〔國務大臣藤枝泉介君登壇〕

お答ええします。

○國務大臣(藤枝泉介君) 都市計画事業につきま

しては、従来とも、都市計画税等の特定財源の

確保あるいは地方債その他の財政措置によりま

して、その事業の円滑な運行をはかつてまいつてお

るわけでござりますが、今回の新しい都市計画法が施行されましたならば、その八十三条にも國の

補助の規定がございます。

これらの問題が円滑に

実施されるように、さらに税財政の上におきまし

て考えてまいりたいと思っております。

なお、地方開発のものは必要でございます

が、御指摘にありましたように、財政の追求のあ

まり、無計画に企業誘致競争をやるということは

好ましくないことでございまして、やはりその地

方の適正規模の地方開発が行なわれるようになつ

とも指導してまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕

農業生産を維持して、

○國務大臣(倉石忠雄君) 農業生産を維持して、

農業にとって良好な環境を保ちますためには、生

産力の高い優良な農地の壊滅を防止するといふこ

とは絶対に必要でございます。無計画な農地の転

用によりまして農業の環境がそこなわれないよう

に措置することは、当然必要なことでございま

す。そこで、本法で、市街化区域に関する都市計

画につきましては、そのような観点から、あらか

じめ建設省と十分協議を尽くした上で定めること

をいたします。また、市街化調整区域につきまし

ては、農地の転用を原則として認めないと、いうた

てまえで運用をいたしてまいりたいと思っており

ます。

それから、農用地の造成につきましては、土地

改良長期計画などにおいて、農産物の需給の見通

し、農用地の壊滅の動向等に即しまして、計画期

間内に——これは御存じのように、昭和四十年度

から昭和四十九年度まで十年間の造成見込みは、

水田が約十三万ヘクタール、畑が約二十二万ヘク

タール、すなわち、合計三十五万ヘクタールの造

成を行なうことといたしておりますし、これに

よつて農産物の需給を確保いたしてまいるために

諸般の施策を講じてまいりつもりであります。

さらには、国有林についてお話をございました

が、国有林の活用につきましては、従来から国有林

の所在する地域における農林業の構造改善のほ

か、産業の振興または住民の福祉の向上のため積

極的に行なつてしまつたところでありますが、國

有林野の管理、処分の適正化につきましては、本

年の四月、具体的な案の処理につきまして、審査、

評価の方法その他の具体的な処理方針を改善いたし

まして、適正な運用をはかつてまいつたところで

ありますけれども、今後とも、御指摘のよう

に、この問題につきましては、そらの適正化をはかつ

てまいことに努力いたしてまいります。(拍手)

〔副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。――

日程第一 果樹保険臨時措置法案(内閣提出)  
○副議長(園田直君) 日程第一、果樹保険臨時措置法案を議題といたします。

右  
果樹保険臨時措置法案  
昭和四十二年五月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

目次  
果樹保険臨時措置法

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業  
(第三条第一項)  
第三章 政府の再保險事業(第十八条・第二十  
二条)  
第四章 雑則(第二十三条・第二十六条)  
第五章 討則(第二十七条)

附則  
第一章 総則  
(趣旨)

第一条 この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によって受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行うことができるようとしてするとともに、当該果樹保険事業による保険責任についての政府の再保險その他必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定果樹」とは、主要な種類の果樹として政令で定めるものをいう。

(第二章)

農業共済組合連合会の果樹保険事

業

(果樹保険事業の実施)

第三条 農業共済組合連合会は、農業災害補償法

昭和四十二年七月十四日 衆議院会議録第二十九号

果樹保険臨時措置法案

(昭和二十二年法律第八十五号)第二百二十二条の規定による保険事業及び同法第二百三十二条の第一項の規定による共済事業のはか、農林大臣の認可を受けて、この法律の規定による果樹保険事業を行なうことができる。

2 農業共済組合連合会は、前項の認可を受けよ

うとするときは、農林省令で定めるところによ

り、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業

計画(以下「事業計画」という。)を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 果樹保険に係る指定果樹の種類

二 果樹保険の種類

三 果樹保険の実施地域及び事業規模

四 保険契約の締結の要件、保険金額の制限及

び保険金の削減に関する事項

五 政府との再保險契約の締結に関する事項

六 農業共済組合連合会は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につ

き、総会の議決を経なければならぬ。

4 第一項の認可は、全国を通ずる指定果樹に係る生産事情及び災害の発生状況に照らしこの法律の規定による果樹保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるよう効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

(事業計画の遵守)

第四条 前項第一項の認可を受けた農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という。)は、その事

業計画に従つて果樹保険事業を行なわなければならぬ。

(事業計画の変更)

第五条 指定連合会は、その事業計画を変更しよ

うとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第六条 農林大臣は、指定連合会が果樹保険事業

(果樹保険の種類及び内容)

第七条 果樹保険は、収穫保険及び樹体保険とする。

2 収穫保険においては、指定連合会は、被保険者者の栽培する指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によつて生じた損害であつて風水害、干害、寒害、雪害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による灾害、病害(農林大臣の指定するものに限る。)、鳥獸害又は火災(次項において「指定災害」と総称する。)によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

2 収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ことに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間(農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その種類又は品種の指

する。)

2 樹体保険においては、指定連合会は、被保険者者の栽培する指定果樹(当該指定果樹の支持物で農林省令で定めるものを含む。)につき、その枯死、流失若しくは滅失又はこれらに準ずるものとして農林省令で定める事由によつて生じた損害であつて指定災害によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

(被保険者の資格)

第八条 果樹保険の被保険者たる資格を有する者は、指定連合会の果樹保険の実施地域内において指定果樹を栽培している農業者であつて、当該指定連合会の定款で定めるものとする。

(保険金額)

第九条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額(以下「基準収穫金額」という。)をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

2 前項の果実の単位当たり価額及び基準収穫量は、農林大臣が定める準則に従い、果実の単位当たり価額にあつては過去一定年間ににおける当該都道府県産の当該果実の平均価格として農林大臣が定める価格を基礎とし、基準収穫量においては過去一定年間ににおける当該被保険者の当該果実の収穫量を基礎として、指定連合会が定める。

3 樹体保険の保険金額は、政令で定めるところにより、保険価額をこえない範囲内において、

保険契約で定める金額とする。

4 前項の保険価額は、農林大臣が定める準則に従い、保険期間の開始時における当該被保険者

の栽培する当該指定果樹(当該指定果樹に係る

ては指定果樹の種類等ごとに、被保険者たる資格を有する者が指定連合会の定款で定めるところにより申込みをし、指定連合会がこれを承諾することによって成立する。

2 指定連合会と果樹保険の保険契約を締結した者は、指定連合会の定款で定めるところにより、指定連合会に保険料を支払わなければならぬ。

第七条第三項の農林省令で定める支持物を含む。)の価額として、指定連合会が定める。

(純保険料率)

果樹保険の純保険料率は、各指定連合会につきその行なら果樹保険の種類ごと及び指定果樹の種類等ごとに農林大臣が定める基準保険料率を下らない範囲内において、指定連合会が定額で定める割合とする。

2 指定連合会は、前項の規定にかかわらず、指定果樹の種類等ごとに、果樹保険の実施地域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに純保険料率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの保険金額の合計額を重みとするその算術平均が同項の基準保険料率を下らないように定額で定めるものとする。

3 指定連合会は、前項の規定によると、各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

2 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第十条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

### 第三章 政府の再保險事業

#### (再保險契約の締結)

第十八条 政府は、指定連合会を相手方として、指定果樹の種類その他の政令で定める区分(以下「再保險区分」という。)ごとに、当該指定連合会が果樹保険の保険契約(政令で定めるものを除く。)によって被保険者に対し負う保険責任を一体として、これにつき再保險契約を締結することができる。

(再保險金額)

第十九条 政府の再保險金額は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その保険金額の合計額のうちその合計額に果樹保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これにさらに政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保險特別会計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、保険契約者に交付するのに代えて、当該保険契約者が指定連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき果樹保険に係る再保險料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保險特別会計の再保險料収入に計上することができます。

(農業災害補償法及び商法の準用等)

#### (農業災害補償法及び商法の準用等)

第十七条 農業災害補償法第四十七条、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第九十四条から第九十八条の二まで、第九十九条(同条第一項第四号、第六号及び第七号を除く。)第百条並びに第百一条並びに

第十四条 指定連合会は、その行なら果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果樹保険の価額として、指定連合会が定める。

(事務の委託)

第十四条 指定連合会は、その行なら果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果樹保険の価額として、指定連合会が定める。

実の生産数量の調査その他農林省令で定める事項に係るものと農業共済組合、農業災害補償法

第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 農業共済組合は、農業災害補償法第八十三条各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定によると、各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうこ

とができる。

第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険について準用する。

2 この法律の規定による果樹保険事業は、農業災害補償法第三十条第一項の規定の適用については、同項第五号の二に規定する保険事業であるものとする。

3 指定連合会がこの法律の規定による果樹保険事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保険事業」とあるのは、「若しくは保険事業又は果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)」の規定による果樹保険事業」とする。

第十二条 農業災害補償法第百三十八条から第一百四十条まで並びに商法第六百四十二条から第六百四十五条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険に係る政府の再保險について準用する。

(農業災害補償法及び商法の準用)

第十二条 農業災害補償法第百三十八条から第一百四十条まで並びに商法第六百四十二条から第六百四十五条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険に係る政府の再保險について準用する。

#### (国の助成)

第二十三条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定連合会が果樹保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

#### (第四章 雜則)

第二十四条 農業共済基金からの資金の貸付け

第二十条 政府の再保險料の金額は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その保険金額の合計額

のうちその合計額に果樹保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これにさらに政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

#### (再保險料)

第二十一条 政府の再保險料の金額は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その純保険料の合計額のうち、政府の再保險責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところによ

り算定される部分の金額とする。

#### (再保險金)

第二十二条 政府の再保險金は、再保險区分ごと

ごと及び指定連合会ごとに、その純保険料の合計額のうち、政府の再保險責任に係る危険に対

#### (農業共済基金からの資金の貸付け)

第二十三条 農業共済基金は、農業共済基金法

(昭和二十七年法律第二百二号)第三十三条の規定にかかわらず、指定連合会に対し、当該指定

連合会が果樹保険の保険金の支払に関する必要とする資金を貸し付けることができる。

2 農業共済基金から貸付けを受けた前項に規定する資金は、同項に規定する保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合に準用する。

## (報告の徵収)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徵収することができ

## (印紙税の非課税)

第二十六条 果樹保険に関する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

## 一 保險証券

## 二 第十四条第一項の規定による委託に関する契約書

## 三 第二十四条第一項の規定により指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受ける場合において作成される消費貸借に関する契約書

## (罰則)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

- 第一十五条の規定に違反したとき。
- 第十七条第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第一百条又は第一百一条の規定に違反したとき。

## 附 則

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えない範囲内において別に法律で定める日につきの効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のよう改正する。

第二十二条の次に次の六条を加える。

第二十三条 果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第...号）ニ依ル果樹保険ニ係ル再保險事業ノ經理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十四条 本会計ニ前条ノ再保險事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外臨時果樹勘定ヲ設ク

第二十五条 再保險金支払基金勘定ニ於テハ第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時果樹勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十六条 第二条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ準用ス

之ヲ繰入ルモノトス

第二十七条 本会計ニ前条ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ准用ス

之ヲ繰入ルモノトス

第二十八条 第二条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ニ於テハ果樹保険ニ関スル再保險事業經營上ノ再保險料、一般会計及再保險金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金並ニ附屬雜收入金、果樹保険臨時措置法第二十三条第二項ノ交付金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九条 業務勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外果樹保険ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計

ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十九条 第六条第二項及第四項、第六条ノ二第一項、第八条乃至第十条並ニ第十二条ノ規定ハ臨時果樹勘定ニ付之ヲ準用ス

理由 最近における果樹農業の動向にかんがみ、農業者がその営む果樹農業につき灾害によつて受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができるとしての政府の再保険その他必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

当該果樹保険事業による保険責任についての保険事業を行なうことができるとしての政府の再保険その他必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

として、カキその他の果樹農業振興特別措置法適用対象果樹を追加することを検討すること等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（園田直君） 探決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（園田直君） 起立多数。よつて、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長（園田直君） 「賛成者起立」

本会議の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（園田直君） 「賛成者起立」

本会議の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

右 国会に提出する。

昭和四十二年六月五日 石炭鉱業年金基金法案

内閣総理大臣 佐藤 栄作

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 設立及び会員（第六条・第七条）

第三章 管理（第八条～第十五条）

## 第四章 基金の行なう事業（第十六条—第二十一条）

## 第五章 費用の負担（第二十二条—第二十三条）

## 第六章 財務及び会計（第二十三条—第二十九条）

## 第七章 監督（第二十三条—第三十二条）

## 第八章 雜則（第三十三条—第三十七条）

## 第九章 罰則（第二十八条—第四十二条）

附則

## 第一章 総則

## （基金の目的）

第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## （法人格）

第二条 石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

## （登記）

第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

## 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

## （名称の使用制限）

第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金といふ名称を用いてはならない。

## （民法の準用）

第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

## 第二章 設立及び会員（設立）

第六条 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならぬ。

（会員）

第七条 前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

2 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。

3 理事長は、前項の規定による処置について会員となる。

2 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

## 第三章 管理

## （定款）

第八条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

## 一 事務所の所在地

## 二 会員に関する事項

## 三 総会に関する事項

## 四 役員に関する事項

## 五 運営審議会に関する事項

## 六 事業に関する事項

## 七 挂金に関する事項

## 八 その他組織及び業務に関する重要な事項

## 九 基金に、役員として理事及び監事を置く。

## 2 役員は、政令の定めるところにより、会員（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

## 3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

## 4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

## 5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

## （役員の職務）

2 前項の規定によつて登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三条に規定することができる。

第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事長は、前項の規定による処置について会員となる。

2 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を請求し、その結果の報告を請求することができる。

4 総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

2 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

2 前三項に規定するもののはか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に關し必要な事項は、政令で定める。

3 総代は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

2 異議會は、委員十人以内で組織する。

2 異議會は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 異議會は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

2 異議會は、委員十人以内で組織する。

2 異議會は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

臨時急施を要するものを処分することができるもの。

3 理事長は、前項の規定による処置について会員となる。

2 基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第三種被保険者たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、

年金たる給付の支給を行なうものとする。  
2 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に関する必要な事項を定めなければならない。

第十七条 基金は、政令の定めるところにより、坑内員又は坑内員であつた者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。(坑外員に対する給付)

第十八条 基金は、前二条の事業のほか、会員(第七条第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。)の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第一種被保險者又は第二種被保險者たる労働者(石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。)の老齢について、年金たる給付の支給を行なうことができる。

2 第十六条第二項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。

3 基金は、第一項の事業を行なう場合には、政

(裁定)

第十九条 年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

(準用規定)

第二十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは、「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退年当金」とある

のは「年金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第五章 費用の負担

21 条 基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 会員は、政令の定めるところにより、掛け負担し、及び納付する義務を負う。

3 銀金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるよう計算されるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再計算されなければならない。

(準用規定)

第二十二条 厚生年金保険法第八十三条(第一項を除く。)及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条(第三項を除く。)第八十七条(第六項を除く。)第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保險者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「厚生年金保険法第八十五条」とある。

22 条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十七条 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十八条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)

第二十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省中「前条第二項」とあるのは「第二十二条(第一項において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、當該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

### 第六章 財務及び会計

#### (事業年度)

第二十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算)

第二十四条 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十五条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金の制限)

第二十六条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十七条 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十八条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)

第二十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省中「前条第二項」とあるのは「第二十二条(第一項において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、當該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

### 第七章 監督

30 条 基金は、厚生省令の定めるところによれば、当該役員に対しても明の機会を与えないことを認可を受けなければならない。

(報告書の提出)

三十一条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十一条 厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入りて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基金に対する命令等)

第三十二条 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生大臣の处分に違反していると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定期的に行なうべき旨を命ずることができる。

4 厚生大臣は、基金の命令に係る役員が第一項の命令に違反したときは、當該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときには、当該役員に対しても明の機会を与えないことを認可を受けなければならない。

ればならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

#### 第八章 雜則

##### (不服申立て)

第三十三条 年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

##### 第二十条において準用する厚生年金保険法第

四十条の二の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

##### 第三 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

##### (時効)

第三十四条 挂金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促効中斷の効力を有する。

##### 第三十五条 会員は、厚生省令の定めるところに行なうときは、坑外員を含む。次項において同じ。)に関する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 坑内員は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

##### 3 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

##### (解散)

##### 第三十六条 基金の解散については、別に法律で定める。

##### (省令への委任)

第三十七条 この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

##### (第九章 罰則)

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による當該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

##### (第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。)

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (基金の設立に関する整備措置)

第二条 基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員会を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

##### (附 则)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (基金の設立に関する整備措置)

第二条 基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員会を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

##### (附 则)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (基金の設立に関する整備措置)

第二条 基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員会を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

##### (附 则)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (基金の設立に関する整備措置)

第四十条 基金が、第三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を一万円以下の過料に処する。

又は虚偽の報告をしたとき。

##### 五 第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

##### 6 設立総会の議決は、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選舉権を有する。

各一個の議決権及び選舉権を有する。

##### 7 設立総会においては、会員となるべき者は、二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。

二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。

##### 8 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者(法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。)のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

##### 9 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

##### 10 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第九条第三項に規定する理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

##### 11 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

第九条第三項に規定する理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

##### 12 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

設立の登記をすることによつて成立する。

##### 13 前各項に規定するもののほか、基金の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

設立の登記をすることによつて成立する。

##### 14 設立委員が設立総会を招集しようとするとき

設立委員が設立総会を招集しようとするとき

##### 15 厚生大臣は、前項の認可をしようとするとき

前項の認可をしようとするとき

##### 16 通商産業大臣に協議しなければならない。

前項の認可をしようとするとき

##### 17 第八条第二項の認可をし、又は第三十

二条第二項の規定による命令をしようとするとき

##### 18 通商産業大臣に協議しなければならぬ。

第三条 厚生大臣は、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)が施行されたいわゆる、第八条第二項の認可をし、又は第三十

(名称の使用制限に関する経過措置)  
 第四条 この法律の施行の際現に石炭鉱業年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
 (最初の事業年度の特例)  
 第五条 基金の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十日以降終るものとする。  
 第六条 基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員会が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)  
 第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号に次のように加える。  
 ノ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)

(厚生省設置法の一部改正)  
 第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の五を第六十二号の六とし、第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の二号を加える。

六十二の三 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に因する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。  
 六 石炭鉱業年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に改める。  
 (地方税法の一部改正)  
 第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。  
 第十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第九十条(同法第六十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)第三十三条第一項」に改める。  
 第二条第一項中「若しくは厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第九十条(同法第六十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第九十条(同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)第三十三条第一項」に改める。

(法人税法の一部改正)  
 第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。  
 石炭鉱業年金基金 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)

(登録免許税法の一部改正)  
 第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第号)の一部を次のように改正する。  
 別表第三中十五の項の次に次のように加える。  
 石炭鉱業年金基金 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)

第三条中「若しくは厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第九十条(同法第六十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)第三十三条第一項」に改め、同条第二号中「又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は石炭鉱業年金基金」に改める。

第四条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第五条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。

第十九条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第九十条」の下に「石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)」を、「石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第号)」を加える。

六十九条において準用する場合を含む。第三十条第二項において同じ。」を、「厚生年金保険法(昭和四十二年法律第号)」に改める。

第三欄に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

石炭鉱業の坑内労働者の老後の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、石炭鉱業の事業主が共同してこれらの労働者の老齢について必要な給付を行なうための組織として、石炭鉱業年金基金を設立させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○多賀谷真穂君登壇  
 ○多賀谷真穂君 ただいま議題となりました石炭鉱業年金基金法案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業は、千メートルの地底において、高温多湿の中で、一般労働の十二倍もの災害の危険にさらされながら行なわれてゐる所であります。しか

も、依然として石炭鉱業の前途に対し不安が持たれ、重労働にふさわしい賃金も十分に支払われていない現在、その労働力の確保はきわめて困難であります。

本案は、石炭鉱業の抜本的施策の一環として提案されたもので、炭鉱労働者を対象とする老齢年金制度を創設し、石炭鉱業における雇用の安定と労働力の確保をはかるとするものであります。

次に、本案のおもな内容を御説明申し上げます。

第一に、坑内労働に長年従事していた者に対し必要な給付を行なうため、事業主が共同して石炭鉱業年金基金を設けることとしております。

第二に、当該基金は、石炭鉱業の坑外員に対しても、事業主が希望した場合に限り、必要な給付が行なう得ることとしております。

第三に、石炭鉱業年金基金が行なう事業に要する費用は、事業主からの掛け金によるものとし、その他、基金の財務及び会計に関する規定、厚生大臣の監督権限及び運営審議会の設置等を定めております。

本案は、去る六月七日当委員会に付託され、同月二十八日坊厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、自來慎重な質疑を重ね、七月十三日至り、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、事業主に対する国の助成及び審議会の円滑な運営等を内容とする附帯決議がなされましたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 日程第三 國家と他の國家の國民との間の投 資紛争の解決に関する條約の締結について

承認を求めるの件

### 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利 用における國家活動を律する原則に関する

条約の締結について承認を求めるの件

### 航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府 との間の協定の締結について承認を求める

の件

### ○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出 いたします。

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

に關する日本国政府と大韓民国政府との間の投資紛争の解決について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

締約国は、  
経済開発のための国際協力の必要性及びこの分野における国際的な民間投資の役割を考慮し、締約国と他の締約国との間でこの投資に関連して隨時紛争が生ずる可能性に留意し、

これららの紛争が通常は国内の訴訟手続に従うものであるが、場合によつては、国際的な解決方法も適当であることを認め、

締約国及び他の締約国の国民が、希望するとき認めることを特に重視し、

は、これらの紛争を付託することができる国際的な調停又は仲裁のための施設を利用することができるようになることを特に重視し、

前記の施設を通じてこれらの紛争を調停又は仲裁に付託する旨の両当事者の同意が、調停人のいかなる勧告に対しても妥当な考慮を払うこと又は拘束力のある合意を構成することが特に要求される拘束力のある判断にも服することを認め、また、

いかなる締約国も、その同意なしに、単にこの条約の批准、受諾又は承認の事実のみによつては、特定の紛争を調停又は仲裁に付託する義務を負うものとはみなされないことを宣言して、

次のとおり協定した。

### 昭和四十二年四月十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

昭和四十二年四月十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解  
決に関する條約の締結について承認を求める

の件

(1) 投資紛争解決国際センター（以下「センター」という。）をここに設立する。

(2) センターの目的は、締約国と他の締約国との間の投資紛争をこの条約の規定に従つて

第一章 投資紛争解決国際センター  
第一節 設立及び組織

解決する調停及び仲裁のための施設を提供することである。

#### 第二条

センターの所在地は、国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の主たる事務所とする。所在地は、理事会がその構成員の三分の二以上の多数をもつて採択する決定により、他の場所に移すことができる。

#### 第三条

センターに、理事会及び事務局を設置し、並びに調停人名簿及び仲裁人名簿を常備する。

#### 第二節 理事会

(1) 理事会は、各締約国の一人の代表者で構成される。代表者は、代表者が会合に欠席しているか又は職務を行なうことができないときは、

(2) 締約国が任命する銀行の総務及び総務代理は、別段の指名がないときは、職務上当然にそれがその締約国の代表者及び代表者代理となる。

#### 第五条

銀行の総裁は、職務上当然に理事会の議長（以下「議長」という。）となるが、投票権を有しない。銀行の総裁が不在であるか若しくは職務を行なうことができない間又はその欠員の間は、総裁の職務を行なう。

#### 第六条

(1) 理事会は、この条約の他の規定により理事会に与えられる権限及び任務のほか、次のことを行なう。  
(a) センターの管理規則及び財務規則を採択すること。  
(b) 調停及び仲裁の開始のための手続規則を採択すること。  
(c) 調停のための手続規則及び仲裁のための手続規則（以下「調停規則」及び「仲裁規則」といふ）を採択すること。  
(d) 銀行の設備及び役務の利用に関する銀行と

の間の取扱を承認すること。

#### (e) 事務局長及び事務局次長の勤務条件を定めること。

#### (f) センターの収入及び支出に関する年次予算を採択すること。

#### (g) センターの業務に関する年次報告を承認すること。

#### (h) (a), (b), (c)及び(f)に掲げる決定は、理事会の構成員の三分の二以上の多数により採択されなければならない。

#### (i) 理事会は、必要と認める委員会を設けることができる。

#### (j) 理事会は、また、この条約の規定の実施のために必要と決定するときは、その他の権限行使し、かつ、その他の任務を遂行する。

#### (k) 理事会は、年次会合のほか、理事会が定める会合又は議長が招集し、若しくは理事会の五人以上の構成員の要請により事務局長が招集する会合を開く。

#### (l) 理事会の各構成員は、一個の投票権を有する。この条約に別段の定めがある場合を除き、理事会に付託されるすべての問題は、投票の過半数によつて決定する。

#### (m) 理事会の会合の定足数は、その構成員の過半数とする。

#### (n) 理事会は、その構成員の三分の二以上の多数により、議長が理事会の会合を招集することなしにその表決を求めることができる手続を定めることができる。この表決は、理事会の構成員の過半数がこの手続に定める期限までに各自の投票を行なう場合に限り、有効とみなされる。

#### (o) 第七条

#### (p) 理事会は、また、この条約の規定の実施のために必要と決定するときは、その他の権限行使し、かつ、その他の任務を遂行する。

#### (q) 理事会は、必要と認める委員会を設けることができる。

#### (r) 理事会は、年次会合のほか、理事会が定める会合又は議長が招集し、若しくは理事会の五人以上の構成員の要請により事務局長が招集する会合を開く。

#### (s) 理事会の各構成員は、一個の投票権を有する。この条約に別段の定めがある場合を除き、理事会に付託されるすべての問題は、投票の過半数によつて決定する。

#### (t) 理事会の会合の定足数は、その構成員の過半数とする。

#### (u) 理事会は、その構成員の三分の二以上の多数により、議長が理事会の会合を招集することなしにその表決を求めることができる手続を定めることができる。この表決は、理事会の構成員の過半数がこの手続に定める期限までに各自の投票を行なう場合に限り、有効とみなされる。

#### (v) 第八条

#### (w) 理事会の構成員及び議長は、センターから報酬を受けないで勤務する。

#### (x) 第九条

事務局は、事務局長、一人又は二人以上の事務局次長及び職員で構成する。

(1) 事務局長及び事務局次長は、議長の指名に基づき理事会によりその三分の二以上の多数により六年をこえない任期で選舉されるものとし、再選されることができる。議長は、理事会の構成員と協議した後、それぞれの職について一人又は二人以上の候補者を推薦する。

#### (2) 事務局長及び事務局次長の職は、いかなる政治的任務の遂行とも両立することができない。事務局長及び事務局次長は、理事会の承認がある場合を除き、他のいかなる職務にもついてはならず、また、他のいかなる職業にも従事してはならない。

#### (3) 事務局長は、事務局長の職務を行なうことは職務を行なうこと�이できない間又はその欠員の間は、事務局長の職務を行なう。理事会は、二人以上の事務局次長がいるときは、あらかじめ、これらの者が事務局長の職務を行なう順序を定める。

#### (4) 第十一条

事務局長は、センターの法律上の代表者及び職員の長であつて、この条約の規定及び理事会が採択する規則に従つてセンターの管理（職員の任命を含む。）を行なう責任を負う。事務局長は、裁判所書記の職務を遂行し、また、この条約に従つて行なわれた仲裁判断を認証し、及びそれらの副本を証明する権限を有する。

#### (5) 第十二条

調停人名簿及び仲裁人名簿は、それぞれ、次の規定に従つて指名される適格者で、これららの名簿に登載されることを受諾するものをもつて構成する。

#### (6) 第十三条

(1) 各締約国は、各名簿のためにそれぞれ四人を指名することができる。もつとも、それらの者は、当該国の国民であることを要しない。

(2) 議長は、各名簿のためにそれぞれ十人を指名することができる。このようにしていざれか一

の名簿のために指名される者は、それぞれ異なる国籍を有する者でなければならない。

#### (7) 第十四条

(1) 名簿に登載されるために指名される者は、德性高く、かつ、法律、商業、産業又は金融の分野で有能のある者であつて、独立の判断力を行使することができると信頼されるものでなければならぬ。仲裁人名簿に登載される者については、法律の分野で有能であることが特に重要である。

(2) 議長は、さらに、名簿に登載される者を指名するにあたつては、世界の主要法系及び経済活動的主要形態が名簿の上で代表されるよう確保存することの重要性についても、十分な考慮を払わなければならない。

#### (8) 第十五条

(1) 名簿の構成員の任期は、六年とし、更新することができる。

(2) 名簿の構成員は、後任者が指名されるまで在任する。

#### (3) 第十六条

(1) 一人の者が双方の名簿に登載されることができる。

(2) 一人の者が二以上の締約国により又は一若しくは二以上の締約国及び議長により同一の名簿に登載されるために指名された場合には、その者は、これを最初に指名した当局により指名されたものとみなす。ただし、これらの当局の一つがその者の国籍の属する締約国であるとき

(3) すべての指名は、事務局長に通告されるものとし、その通告が受領された日から効力を生ずる。

#### (4) 第五節 センターの財政

**第十七条** センターの経費がその施設の利用に対する料金その他の収入を超えるときは、その超過額については、銀行の加盟国である締約国は、銀行の資本に対するそれぞれの応募額に比例して負担し、銀行の加盟国でない締約国は、理事会により採択される規則に従つて負担する。

**第六節 地位、免除及び特権**

- 第十八条** 地位、免除及び特権
- センターは、完全な国際法人格を有する。センターの法律上の能力は、次のものを含む。
- 契約をすること。
  - 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
  - 訴えを提起すること。

**第十九条** センターは、その任務の遂行を可能にするため、各締約国の領域においてこの節に定める免除及び特権を享有する。

**第二十条**

センター並びにその財産及び資産は、あらゆる訴訟手続の免除を享有する。ただし、センターがこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

**第二十一条**

センター並びにその財産及び資産は、あらゆる訴訟手続の免除を享有する。ただし、センターがこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

**議長、理事会の構成員、調停人、仲裁人、第五十二条(3)の規定に従つて任命される委員会の構成員として行動する者並びに事務局の職員及び使用者は、**

- その任務の遂行上行ならう行為について訴訟手続の免除を享有する。ただし、センターがこの免除を放棄する場合は、この限りでない。
- 当該締約国の国民でないときは、当該締約国が他の締約国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除、為替制限に関する便益並びに旅行の便宜に関する待遇と同様の免除、便益及び待遇を享有する。

**(b)** 当該締約国の国民でないときは、当該締約国が他の締約国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除、為替制限に関する便益並びに旅行の便宜に関する待遇と同様の免除、便益及び待遇を享有する。

**第二十二条** 第二十二条の規定は、この条約に基づく手続に当たる者は、代理人、補佐人、弁護人、証人又は鑑定人として出頭する者についても適用する。もつとも、第二十二条(b)の規定は、その手続が行なわれる場所へのこれらの者の往復の旅行及びその場所での滞在に関連してのみ適用する。

**第二十三条**

- センターの文書は、所在のいかんを問わず、不可侵とする。
- 各締約国は、センターの公的通信に關して、他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇をセンターに与える。

**第二十四条**

- センター、その資産、財産及び収入並びにこの条約によつて認められるその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。センターは、また、いかなる内国税及び関税の徵收又は納付の責任をも免除される。
- センターが議長若しくは理事会の構成員に支払う手当若しくは事務局の職員若しくは使用者に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに關しては、これらの者が当該締約国の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。
- この条約に基づく手続において調停人、仲裁人若しくは第五十二条(3)の規定に従つて任命される委員会の構成員として行動する者が受領する報酬若しくは手当に対し、又はこれらに關しては、センターの所在地、当該手続が行なわれる場所又は当該報酬若しくは手当が支払われる場所を唯一の法律上の基準とする租税を課してはならない。
- この条約に基づく手続において調停人、仲裁人若しくは第五十二条(3)の規定に従つて任命される委員会の構成員として行動する者が受領する報酬若しくは手当に対し、又はこれらに關しては、センターの所在地、当該手續が行なわれる場所又は当該報酬若しくは手当が支払われる場所を唯一の法律上の基準とする租税を課してはならない。

**第二十五条**

**第二章 センターの管轄**

- センターの管轄は、締約国（その行政区画又は機関でその締約国がセンターに對して指定するものを含む。）と他の締約国の国民との間で投資から直接生ずる法律上の紛争であつて、両当事者が同意するものと同様の免除、便益及び待遇を要求することができる。

争当事者がセンターに付託することにつき書面により同意したものに及ぶ。両当事者が同意を与えた後は、いずれの当事者も、一方的にその同意を撤回することはできない。

「他の締約国の国民」とは、次の者をいう。

- 両当事者が紛争を調停又は仲裁に付託することに同意した日及び第二十八条(3)又は第三十六条(3)の規定に基づいて請求が登録された日に紛争当事者である國以外の締約国の国籍を有していた自然人。ただし、そのいずれかの日に紛争当事者である締約国の国籍をも有していた者は、含まれない。

**第二十七条**

いかなる締約国も、その国民及び他の締約国がこの条約に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した紛争に關し、外交上の保護を与える。又は国家間の請求を行なうことができない。ただし、当該他の締約国がその紛争について行なわれた仲裁判断に服さなかつた場合は、この限りでない。

(1) いかなる締約国も、その国民及び他の締約国がこの条約に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した紛争に關し、外交上の保護を与える。又は国家間の請求を行なうことができない。ただし、当該他の締約国がその紛争について行なわれた仲裁判断に服さなかつた場合は、この限りでない。

(2) (1)の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交上の交渉を含まない。

**第三章 調停**

**第一節 調停の請求**

**第二十八条**

調停手続を開始することを希望する締約国又は締約国の国民は、事務局長に対し書面によりその旨の請求を行なうものとし、事務局長は、その請求の副本を他方の当事者に交付する。

前記の請求は、紛争の争点、両当事者の表示並びに調停及び仲裁の開始のための手続規則に従つて調停に付託する旨の両当事者の同意に関する情報を含むものとする。

**第二十九条**

事務局長は、請求に含まれた情報に基づいて紛争が明らかにセンターの管轄外のものであると認めない限り、その請求を登録する。事務局長は、登録又は登録の拒否を直ちに両当事者に通告する。

**第二節 調停委員会の構成**

**(1)** 調停委員会（以下「委員会」という。）は、第二十八条の規定に基づいて請求が登録された後、できる限りすみやかに構成されなければならない。

この条約に基づく仲裁に付託する旨の両当事者の同意は、別段の意思が表示されない限り、他のいかなる救済手段をも排除してその仲裁に付託することとの同意とみなされる。締約国は、この条約に基づく仲裁に付託する旨の同意の条件として、

その締約国における行政上又は司法上の救済手段を尽くすことを要求することができる。

各当事者が任命する各一人の調停人と、両當

<p>当事者の合意により任命され、委員長となる第三の調停人との三人の調停人により構成される。</p> <p><b>第三十条</b></p> <p>議長は、第二十八条(3)の規定に従つて事務局長が請求の登録の通告を発した後九十日以内又は両当事者が別に合意する期間内に委員会が構成されなかつたときは、いずれか一方の当事者の要請により、かつ、できる限り両当事者と協議した後、まだ任命されていない一人又は二人以上の調停人を任命する。</p>	
<p><b>第三十一条</b></p> <p>(1) 調停人は、第三十条の規定に基づいて議長が任命する場合を除き、調停人名簿以外から任命することができます。</p> <p>(2) 調停人名簿以外から任命される調停人は、第十四条(1)に定める資質を有しなければならない。</p>	
<p><b>第三節 調停手続</b></p> <p><b>第三十二条</b></p> <p>(1) 委員会は、自己の管轄について判断するものとする。</p> <p>(2) 紛争がセンターの管轄に属しない旨又はその他の理由により委員会の管轄に属しない旨の紛争当事者の抗弁は、委員会が審理するものとし、委員会は、これを先決問題として取り扱うか又は紛争の本案に併合させるかを決定する。</p>	
<p><b>第三十三条</b></p> <p>調停手続は、この節の規定及び、両当事者が別段の合意をする場合を除き、両当事者が調停への付託に同意した日に効力を有する調停規則に従つて実施する。委員会は、この節の規定若しくは調停規則又は両当事者が合意する規則に定めのない手続問題が生じたときは、その問題について決定を行なう。</p>	
<p><b>第三十四条</b></p> <p>(1) 委員会は、当事者間の紛争の争点を明らかにすること及び相互に受諾することができる条件による当事者間の合意をもたらすように努力することを任務とする。このため、委員会は、手</p>	
<p>(2) 仲裁手続を開始することを希望する締約国又は紛争当事者の国民は、事務局長に対し書面によりその旨の請求を行なうものとし、事務局長は、その請求の贋本を他方の当事者に送付する。</p>	
<p>(3) 前記の請求は、紛争の争点の、両当事者の表明する情報を含むものとする。</p>	
<p>事務局長は、請求に含まれた情報に基づいて実施する。裁判所は、この節の規定又は仲裁規則若しくは両当事者が合意する規則に定めのない手続問題が生じたときは、その問題について決定を行なう。</p>	
<p><b>第三十五条</b></p> <p>両紛争当事者が別段の合意をする場合を除き、いずれかの当事者が出頭しないか又は手続に参加しないときは、手続を終結し、その当事者が出頭しなかつたこと又は参加しなかつたことを記録した調書を作成する。</p>	
<p><b>第四章 仲裁</b></p> <p><b>第一節 仲裁の請求</b></p> <p><b>第三十六条</b></p> <p>議長は、第三十六条(3)の規定に従つて事務局長が請求の登録の通告を発した後九十日以内又は両当事者が別に合意する期間内に裁判所が構成されなかつたときは、いずれか一方の当事者の要請により、かつ、できる限り両当事者と協議した後、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命する。この節の規定に基づいて議長により任命される仲裁人は、紛争当事者である締約国又は紛争当事者の国籍の属する締約国の国民であつてはならない。</p>	
<p><b>第三十七条</b></p> <p>(1) 仲裁手続を開始することを希望する締約国又は紛争当事者の国民は、事務局長に対し書面によりその旨の請求を行なうものとし、事務局長は、その請求の贋本を他方の当事者に送付する。</p>	
<p>(2) 前記の請求は、紛争の争点の、両当事者の表明する情報を含むものとする。</p>	
<p>事務局長は、請求に含まれた情報に基づいて実施する。裁判所は、この節の規定又は仲裁規則若しくは両当事者が合意する規則に定めのない手続問題が生じたときは、その問題について決定を行なう。</p>	
<p><b>第三十八条</b></p> <p>議長は、第三十六条(3)の規定に従つて事務局長が請求の登録の通告を発した後九十日以内又は両当事者が別に合意する期間内に裁判所が構成されなかつたときは、いずれか一方の当事者の要請により、かつ、できる限り両当事者と協議した後、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命する。この節の規定に基づいて議長により任命される仲裁人は、紛争当事者である締約国又は裁判所のすべての構成員が両当事者の合意により任命された場合は、この限りでない。</p>	
<p><b>第三十九条</b></p> <p>仲裁人の過半数は、紛争当事者である締約国及び紛争当事者の国籍の属する締約国以外の国の国民でなければならない。ただし、単独の仲裁人又は裁判所のすべての構成員が両当事者の合意により任命された場合は、この限りでない。</p>	
<p><b>第四十条</b></p> <p>(1) 仲裁人は、第三十八条の規定に基づいて議長が任命する場合を除き、仲裁人名簿以外から任命することができる。</p>	
<p>(2) 仲裁人名簿以外から任命される仲裁人は、第</p>	
<p><b>第四十一条</b></p> <p>(1) 裁判所は、自己の管轄について判断するものとする。</p> <p>(2) 裁判所は、自己の管轄に属しない旨又はその他の理由により裁判所の管轄に属しない旨の紛争当事者の抗弁は、裁判所が審理するものとし、裁判所は、これを先決問題として取り扱うか又は紛争の本件に併合させるかを決定する。</p>	
<p><b>第四十二条</b></p> <p>(1) 裁判所は、両当事者が合意する法規に従つて紛争について決定を行なう。この合意がない場合には、裁判所は、紛争当事者である締約国の法(法の抵触に関するその締約国の規則を含む。)及び該当する国際法の規則を適用するものとする。</p>	
<p>(2) 裁判所は、法の沈黙又は法の不明確を理由として裁判拒否の決定を行なつてはならない。</p>	
<p>(3) (1)及び(2)の規定は、両当事者が合意する場合には、裁判所が衡平及び善に基づき紛争について決定を行なう権限を害するものではない。</p>	
<p><b>第四十三条</b></p> <p>裁判所は、両当事者が別段の合意をする場合を除き、手続のいかなる段階においても、必要と認めるとときは、次のことを行なうことができる。</p>	
<p>(a) 当事者に對し文書その他の証拠の提出を要求すること。</p>	
<p>(b) 紛争に関連のある場所を検証し、かつ、適当と認める調査をその場所で行なうこと。</p>	
<p><b>第四十四条</b></p> <p>仲裁手続は、この節の規定及び、両当事者が別段の合意をする場合を除き、両当事者が仲裁への付託に同意した日に効力を有する仲裁規則に従つて実施する。裁判所は、この節の規定又は仲裁規則若しくは両当事者が合意する規則に定めのない手続問題が生じたときは、その問題について決定を行なう。</p>	

16

## 第四十五条

(1)

一方の当事者が出廷しないか又は自己の立場を表明しないときでも、その当事者は、他方の当事者の主張を認めたものとはみなされない。

(2) 一方の当事者が出廷しないか又は手続のいずれかの段階において自己の立場を表明しないときは、他方の当事者は、裁判所に対し、提出された問題を審理し、仲裁判断を行なうようにならねばならない。

(3) 仲裁判断は、裁判所に對し通告を行なうようにならねばならない。裁判所は、仲裁判断を行なうに先だち、出廷しなかつたか又は自己の立場を表明しなかつた当事者に對し通告を行ない、及び猶予期間を与えるものとする。ただし、その当事者が出廷し、又は自己の立場を表明する意思を有しないことが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

## 第四十六条

裁判所は、両当事者が別段の合意をする場合を除き、いづれか一方の当事者の要請があるときは、紛争の対象に直接関連する附隨的な若しくは追加の請求又は反対請求について、それらが両当事者の同意の範囲内にあり、かつ、センターの管轄に属することを条件として、決定を行なうものとする。

## 第四十七条

裁判所は、両当事者が別段の合意をする場合を除き、事情により必要と認めるときは、各当事者の権利を保全するために執られるべき保全措置を勧告することができる。

## 第四節 仲裁判断

## 第四十八条

(1) 裁判所は、そのすべての構成員の投票の過半数により問題について決定を行なう。

(2) 裁判所の仲裁判断は、書面によるものとし、賛成の投票を行なつた裁判所の構成員がこれに署名するものとする。

(3) 仲裁判断は、裁判所に提出されたすべての問題を處理するものとし、その仲裁判断の基礎となつた理由を述べるものとする。

(4) 裁判所の構成員は、各自の意見（多數意見に

同意しないものであるかどうかを問わない。）又

はその不同意の表明を仲裁判断に添付することができる。

(5) センターは、両当事者の同意を得ないで仲裁判断を公表してはならない。

## 第四十九条

(1) 事務局長は、仲裁判断の認証證本をすみやかに両当事者に発送する。仲裁判断は、認証證本が発送された日に行なわれたものとみなす。

(2) 裁判所は、仲裁判断が行なわれた日の後四十日以内に行なわれるいづれか一方の当事者の要請に基づき、他方の当事者に通告を行なつた後、仲裁判断において脱落した問題について決定を行ない、及び仲裁判断における書損、違算その他これに類する誤りを訂正する。これらの決定は、仲裁判断の一部となり、それと同じ方法で両当事者に通告される。第五十一条(2)及び第五十二条(2)に定める期間は、これらの決定が行なわれた日から起算する。

## 第五節 仲裁判断の解釈、再審及び取消し

## 第五十条

(1) 仲裁判断の意味又は範囲に關し当事者間に紛争が生じたときは、いづれの一方の当事者も、事務局長にあてた書面により、その仲裁判断の解釈を請求することができる。

(2) その請求は、可能なときは、当該仲裁判断を行なつた裁判所に付託する。これが不可能なときは、新たな裁判所がこの章の第二節の規定に従つて構成される。裁判所は、事情により必要と認めるときは、決定を行なうまで仲裁判断の執行を停止することができる。

(3) 仲裁判断の執行を停止するときは、その他の裁判所がその要請について裁定を行なうままで暫定的に停止される。

## 第五十二条

(1) いづれの一方の当事者も、次の二以上の中の理由に基づき、事務局長にあてた書面により、仲裁判断の取消しを請求することができる。

(2) その裁判所が正当に構成されなかつたこと。

(3) 裁判所の構成員に不正行為があつたこと。

(4) 手続の基本原則からの重大な離反があつたこと。

(5) 仲裁判において、その仲裁判の基礎となつた理由が述べられていないこと。

(6) その請求は、仲裁判が行なわれた日の後百二十日以内に行なわなければならない。ただし、その請求は、不正行為の發見の後百二十日以内に行なわなければならず、また、いかなる場合にも、仲裁判断が行なわれた日の後三年以内に行なわなければならない。

## 第五十三条

## 第六節 仲裁判断の承認及び執行

## 第五十四条

(1) 仲裁判は、両当事者を拘束し、この条約に規定しないかかる上訴その他の救済手段も許されない。各当事者は、執行がこの条約の關係規定に従つて停止された場合を除き、仲裁判の条項に服さなければならぬ。

(2) この節の規定の適用上、「仲裁判」には、第五十条、第五十一条又は第五十二条の規定に基づく仲裁判の解釈、再審又は取消しの決定が含まれるものとする。

(1) 各締約国は、この条約に従つて行なわれた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、その仲裁判断を自己の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断によつて課される金銭上の義務をその領域において執行するものとする。連邦裁判所は、連邦裁判所により当該

成員と同一の国籍を有する者、紛争当事国若しくは紛争当事者の国籍の属する国の国民、これらの国のいづれかによつて仲裁人名簿のために指名された者又は当該紛争について調停人として行動した者であつてはならない。特別委員会は、(1)に掲げるいづれかの理由により仲裁判断又はその一部の取消しを行なう権限を有する。

## なかつた場合に限る。

(2) その請求は、当該事実の發見の後九十日以内に行なわなければならず、かつ、いかなる場合にも、仲裁判断が行なわれた日の後三年以内に

行なわなければならない。

(3) その請求は、可能なときは、当該仲裁判断を行なつた裁判所に付託する。これが不可能なときは、新たなる裁判所がこの章の第二節の規定に従つて構成される。裁判所がその要請について裁定を行なうままで仲裁判断の執行を停止するときは、仲裁判断の執行の停止を要請するときは、執行は、裁判所がその要請について裁定を行なうままで暫定的に停止される。

(4) 第四十一一条から第四十五条まで、第四十八条、第四十九条、第五十三条及び第五十四条並びに第六章及び第七章の規定は、特別委員会の手続について準用する。

(5) 特別委員会は、事情により必要と認めるときは、決定を行なうままで仲裁判の執行を停止す

ることができる。再審の請求者がその請求において仲裁判の執行の停止を要請するときは、執行

は、裁判所がその要請について裁定を行なうままで暫定的に停止される。

(6) 仲裁判が取り消されたときは、効力は、い

すれか一方の当事者の要請により、この章の第二節の規定に従つて構成される新たな裁判所に付託されるものとする。

(7) 特別委員会がその要請について裁定を行なうままで暫定的に停止される。

(2) 仲裁裁判所が當該仲裁裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。

(3) いづれかの締約国の領域において仲裁裁判の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他の権限のある当局に対し、事務局長により證明された仲裁裁判の副本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他の権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。

第五十五条 仲裁裁判の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従つて行なわれる。

(1) 仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従つて行なわれる。

第五十六条 調停人及び仲裁人の交代及び失格

(1) 委員会又は裁判所が構成され、かつ、手続が開始された後は、その委員会又は裁判所の権成を変更してはならない。もつとも、調停人又は仲裁人が死亡し、職務を行なうことができなくなり、又は辞任した場合には、その結果生じた欠員は、第三章第二節又は第四章第二節の規定に従つて補充しなければならない。

(2) 委員会又は裁判所の構成員は、調停人名簿又は仲裁人名簿の構成員でなくなつた場合にも、委員会又は裁判所の構成員の資格において引き続き在任するものとする。

(3) 議長は、当事者により任命された調停人又は仲裁人がその属する委員会又は裁判所の同意を得ることなく辞任した場合には、その結果生じた欠員を補充するため、調停人名簿又は仲裁人名簿から後任者を任命しなければならない。

第五十七条 当事者は、委員会又は裁判所のいづれかの構成

仲裁裁判を執行することができ、また、連邦裁判所が當該仲裁裁判を州裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。

(2) いづれかの締約国の領域において仲裁裁判の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他の権限のある当局に対し、事務局長により證明された仲裁裁判の副本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他の権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。

第五十八条 調停人又は仲裁人の失格の提案についての決定は、それぞれ當該委員会又は裁判所の他の構成員の賛否が同数に分かれた場合は、単独の調停人若しくは仲裁人の失格若しくは過半数の調停人若しくは仲裁人の失格が提案された場合には、決定は、議長が行なうものとする。提案が理由あるものと決定されたときは、その決定に係る調停人又は仲裁人は、第三章第二節又は第四章第二節の規定に従つて、交代させられる。

第六章 手続の費用

第五十九条 当事者が支払うべきセンターの施設の利用料金は、理事会が採択した規則に従つて事務総長が定める。

第六十条 各委員会及び各裁判所は、理事会が隨時設ける限度内において、かつ、事務局長と協議した後、その構成員の報酬及び費用を定める。

(1) (1) の規定は、両当事者が委員会又は裁判所の構成員の報酬及び費用について当該委員会又は裁判所とあらかじめ合意することを妨げるものではない。

第六十一条 第六十二条

この条約の解釈又は適用に關して締約国間に生ずる紛争で交渉により解決されないものは、関係国が他の解決方法について合意しない限り、その紛争のいづれかの当事国の請求により、国際司法裁判所に付託されるものとする。

第六十三条 第六十三条

(1) この条約は、署名国によりそれぞれの憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

(2) この条約は、二十番目の批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。この条約は、その後に批准書、受諾書又は承認書を寄託する国については、その寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

第六十四条 第六十四条

この条約は、締約国が批准、受諾若しくは承認

の締約国によるその改正の批准、受諾又は承認

が行なわれた旨の通告を締約国に発した日の後三十日で効力を生ずる。

(2) 改正は、いづれかの締約国、その行政区画若しくは機関又はその国民のこの条約に基づく権利及び義務で、その改正の効力発生の日よりも前に与えられたセンターの管轄についての同意から生じたものには、いかなる影響を及ぼさない。

第六十五条 第六十五条

この条約は、銀行の加盟国による署名のために開放しておく。この条約は、また、国際司法裁判

所規程の当事国であるその他の国で理事会が三分

の二以上の多数によりこの条約への署名を招請し

たものによる署名のために開放しておくる。

第六十六条 第六十六条

この条約は、署名国によりそれぞれの憲法上

の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認

されなければならない。

第六十七条 第六十七条

この条約は、銀行の加盟国による署名のために開

放しておく。この条約は、また、国際司法裁判

所規程の当事国であるその他の国で理事会が三分

の二以上の多数によりこの条約への署名を招請し

たものによる署名のために開放しておくる。

第六十八条 第六十八条

この条約は、署名国によりそれぞれの憲法上

の手續に従つて批准され、受諾され、又は承認

されなければならない。

第六十九条 第六十九条

各締約国は、自國の領域においてこの条約の規

定を実施するために必要な立法その他の措置を執

るものとする。

第七十条 第七十一条

この条約は、締約国が批准、受諾若しくは承認

の際又はその後においてこの条約の寄託者にあて

た書面による通告によりこの条約の適用から除外

する領域を除き、その締約国が国際関係について

責任を有するすべての領域に適用する。

第七十一条 第七十二条

締約国は、この条約の寄託者にあてた書面によ

る通告により、この条約を廢棄することができる。

廢棄は、その通告が受領された後六箇月で効

力を生ずる。

第七十二条

いすれかの締約国が第七十条又は第七十一条の規定に従つて行なう通告は、その締約国、その行政区画若しくは機関又はその国民のこの条約に基づく権利又は義務で、寄託者が前記の通告を受領する以前に前記のいすれかの者が与えたセントーの管轄についての同意から生じたものには、いかなる影響をも及ぼさない。

第七十三条

この条約及びその改正の批准書、受諾書又は承認書は、この条約の寄託者として行動する銀行に寄託する。寄託者は、この条約の認証書本を銀行の加盟国及びこの条約に署名することを招請されたその他の国に送付する。

第七十四条

寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定及びこれに基づいて総会が採択した規則に従い、国際連合事務局にこの条約を登録する。

第七十五条

寄託者は、次の事項をすべての署名国に通告する。

- (a) 第六十七条の規定に従つて行なわれる署名書、受諾書及び承認書の寄託

- (b) 第六十三条の規定に従つて行なわれる批准書、受諾書及び承認書の寄託

- (c) 第六十八条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

- (d) 第七十条の規定に従つて行なわれるこの条約の地域的適用からの除外

- (e) 第六十六条の規定に従つてこの条約の改正が効力を生ずる日

- (f) 第七十二条の規定に従つて行なわれる廃棄英語、フランス語及びスペイン語による本文をひとしく正文とする本書一通をワシントンで作成した。この本書は、国際復興開発銀行に寄託しておらず、同銀行は、この条約により課される任務を遂行することについての同意をその署名により明示した。

官 報 (号 外)

国際復興開発銀行のために

総裁 ジョージ・D・ウッズ

法務部長 A・ブローカス

千九百六十五年三月十八日

ダホメ共和国のために

ルイ・イグナシオ・リピント

千九百六十五年九月十日

上ガルタ共和国のために

J・ボレマ・カボレ

千九百六十五年九月十六日

エティオピアのために

イルマ・デレッサ

千九百六十五年九月二十一日

連合王国のために

ラシード・ドリス

千九百六十五年五月五日

パトリック・ディーン

千九百六十五年五月二十六日

ジャマイカのために

ネヴィル・アシュンハイム

千九百六十五年六月二十三日

象牙海岸共和国のために

D・アゴウシ

千九百六十五年六月三十日

ガボン共和国のために

A・G・アンギレ

千九百六十五年九月二十一日

カメルーン連邦共和国のために

ジヤック・M・クオ

千九百六十五年九月二十三日

日本国のために

武内蘿次

千九百六十五年九月二十三日

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和四十二年四月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

連合第二十一総会が満場一致の決議をもつて推奨したものであり、政府は、本年一月二十七日これを署名した。この条約は、宇宙空間の探査及び利用活動に関する基本原則を定めた画期的なものであるので、わが国としては、これに参加して宇宙空間の平和利用における国際協力を推進することは、きわめて有意義であると考える。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

この条約の当事国は、

人間の宇宙空間への進入の結果、人類の前に展開する広大な将来性に鼓舞され、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

理由

この条約は、昭和四十一年十二月十九日に国際

平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為を誘発し若しくは助長することを意図し、又はこれらを誘発し若しくは助長するおそれのある宣伝を非難する千九百四十七年十一月三日の国際連合総会決議第百十号(第二回会期)を考慮し、かつ、この決議が宇宙空間に適用されることを考慮し、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約が国際連合憲章の目的及び原則を助長するものであることを確信して、

次のとおり協定した。

### 第一条 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用

は、すべての国の利益のために、その經濟的又は科学的發展の程度にかかわりなく行なわれるものであり、全人類に認められる活動分野である。

月その他の天体を含む宇宙空間は、すべての国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従つて、自由に探査し及び利用することができるものとし、また、天体のすべての地域への入りは、自由である。

月その他の天体を含む宇宙空間における科学的調査は、自由であり、また、諸国は、この調査における国際協力を容易にし、かつ、奨励するものとする。

### 第二条 月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によつても国家による取得の対象とはならない。

条約の当事国は、国際連合憲章を含む国際法に従つて、国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を行なわなければならない。

### 第四条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこ

と、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によつてもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もつぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によつて利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。

### 第五条

条約の当事国は、宇宙飛行士を宇宙空間への人類の使節とみなし、事故、遭難又は他の当事国領域若しくは公海における緊急着陸の場合には、その宇宙飛行士にすべての可能な援助を与えるものとする。宇宙飛行士は、そのような着陸を行なつたときは、その宇宙飛行機の登録国へ安全かつ迅速に送還されるものとする。

いずれかの当事国の宇宙飛行士は、宇宙空間及び天体上において活動を行なうときは、他の当事国又は宇宙飛行士にすべての可能な援助を与えるものとする。

### 第六条

条約の当事国は、宇宙飛行士の生命又は健康に危険となるおそれのある現象を月その他の天体を含む宇宙空間に発見したときは、直ちに、これを条約の他の当事国又は国際連合事務総長に通報するものとする。

### 第七条

月その他の天体を含む宇宙空間における活動

のとする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国双方がこの条約を遵守する責任を有する。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関又は月その他の天体を含む宇宙空間において条約の他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際的に責任を有する。

### 第八条

宇宙空間に発射された物体が登録されている条約の当事国は、その物体及びその乗員に対し、それが宇宙空間又は天体上にある間、管轄権及び管理の権限を保持する。宇宙空間に発射された物体(天体上に着陸させられ又は建造された物体を含む)及びその構成部分の所有権は、それらが宇宙空間若しくは天体上にあること又は地球に帰還することによつて影響を受けない。これらの物体又は構成部分は、物体が登録されている条約の当事国以外で発見されたときは、その当事国に返還されるものとする。その当事国は、要請されたときは、それらの物体又は構成部分の返還に先だち、識別のための資料を提供するものとする。

### 第九条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用において、協力及び相互援助の原則に従うものとし、かつ、条約の他のすべての他の天体を含む宇宙空間におけるすべての活動を行なうものとする。条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染及び地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を避ける

### 第十一条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用において、協力及び相互援助の原則に従うものとし、かつ、条約の他のすべての他の天体を含む宇宙空間におけるすべての活動を行なうものとする。条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染及び地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を避ける

とする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間における自國の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自國の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の適当な措置を執るものとする。条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の研究及び探査を実施し、かつ、必要な場合には、このための実行可能な最大限度まで情報を提供することに同意する。国際連合事務総長は、この情報を受けたときは、それが迅速かつ効果的に公表されるようにするものとする。

月その他の天体上のすべての基地、施設、裝備及び宇宙飛行機は、相互主義に基づいて、条約の他の当事国の代表者に開放される。これらの代表者は、適当な協議が行なわれるため及び訪問する

## 官報(号外)

施設等における安全を確保し、かつ、そこでの正常な作業に対する干渉を避けるように最大限の予防措置が執られるために、計画された訪問につき合理的な予告を行なうものとする。

## 第十三条

この条約の規定は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における条約の当事国の活動に適用するものとし、それらの活動が条約の一当事国により行なわれる場合であるか他の國家と共同で行なわれる場合（政府間国際機関の枠内で行なわれる場合を含む）であるかを問わない。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における政府間国際機関が行なう活動に関連して生ずる実際的問題は、条約の当事国が、当該国際機関又はその加盟国でこの条約の当事国である一若しくは二以上の国と共同して解決するものとす。

## 第十四条

この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従つて効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでも、

この条約に加入することができる。

この条約は、署名国により批准されなければならぬ。批准書及び加入書は、寄託国政府として指定されたアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の政府に寄託するものとする。

この条約は、この条約により寄託国政府として指定された政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

この条約の効力発生後に批准書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日その他についてすみやかに通報するものとする。

6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録するものとする。

## 第十五条

条約のいずれの当事国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、条約の当事国の過半数がこれを受諾した時に、その改正を受諾した他の各当事国については、その国による受諾の日に効力を生ずる。

## 第十六条

条約のいずれの当事国も、この条約の効力発生の後一年を経過したときは、寄託国政府にあてた通告書により、条約からの脱退を通告することができる。その脱退は、通告書の受領の日から一年で効力を生ずる。

## 第十七条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語による本文をひととく正文とし、寄託国政府に寄託するものとする。この条約の認証原本は、寄託国政府が署名国及び加入国との政府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、その条約に署名した。

千九百六十七年一月二十七日にワシントン市、ロンドン市及びモスクワ市で本書三通を作成した。

R・トミック  
メキシコのために  
ウーゴ・B・マルガイン

中華民国のために  
周書楷

イタリアのために  
フェノアルテア

ホンデュラスのために  
R・A・ミデンセ

エティオピアのために  
ハイレ・マリアム

ガーナのために  
A・B・B・コフィ

エチオピアのために  
ゼノン・ロワシード

パナマのために  
リカルド・アリアス・E

ラオスのために  
オラビ・ムンキ

カムキン・スヴァンラシ

ギリシャのために  
アレクサンダー・A・マチャス

フィリピンのために  
ホセ・F・インペリアル

トルコのために  
メリ・エセンベル

ユーローステヴィアのために  
ヴェリコ・ミチューノヴィチ

アラブ連合共和国のために  
ドクトル A・マジッド

アルゼンティンのために  
アルソガライ

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アラブ連合共和国のために  
ドクトル A・マジッド

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アルソガライ

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

ジャック・シェパード  
コロンビアのために  
エルナン・E

フィンランドのために  
オラビ・ムンキ

パナマのために  
リカルド・アリアス・E

カムキン・スヴァンラシ

ギリシャのために  
アレクサンダー・A・マチャス

フィリピンのために  
ホセ・F・インペリアル

トルコのために  
メリ・エセンベル

ユーローステヴィアのために  
ヴェリコ・ミチューノヴィチ

アラブ連合共和国のために  
ドクトル A・マジッド

アルゼンティンのために  
アルソガライ

モスタファ・カーメル

ハイティのために  
アルゼンティン

アルチヨール・ボノム

モスタファ・カーメル

スキック・ニムマンエミンダ  
スウェーデンのために  
ユベール・ド・ベッショ  
エクアドルのために  
トーマーのために  
G・ラレア  
ロバート・アジャヴァン  
ドミニカ共和国のために  
エクトール・ガルシアリゴドイ  
イスラエルのために  
大使 F・シュナイダー  
ブルンディのために  
クレマン・サンピラ  
アイルランドのために  
ウイリアム・P・ブニイ  
カメールーンのために  
ジヨゼフ・N・オウオモ  
インドネシアのために  
スイート・クスマウイダグド  
ボリヴィアのために  
J・サンヒネス・G  
ボツワナのために  
Z・K・マッシュニーズ  
レスコトのために  
A・S・モハレ  
韓国のために  
ユン・チュル・キム  
コンゴー(キンシヤサ)のために  
アドウーラ  
ウルグアイのために  
アルビン・A・チエジエ  
中央アフリカ共和国のために  
G・ドゥアテ  
ルワンダのために  
カバンダ  
ニカラグアのために  
ギジェルモ・セザリヤ・サカサ

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右  
国会に提出する。  
昭和四十二年五月三十一日  
内閣總理大臣 佐藤 築作  
求める。

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の航空業務を開設するため、昭和四十二年五月十六日に東京において、航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のため開放された国際民間航空条約をいい、かつ、同条約第九十条の規定に基づいて採抲される附屬書並びに同条約第九十一条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる同附属書又は同条約の改正を含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、大韓民国にあつては交通部長官及び同長官が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条においてそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「附表」とは、この協定の附表又は第十四条の規定に従つて改正される同附表をいう。

附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設し、かつ、運営するため協定を締結することを希望するので、この協定で定める権利を許与する。

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

2 この規定は、一方の締約国の航空企業に対する規定は、他の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「特定路線」といって、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特權を与えるものとみなしてはならない。

第五条

1 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、公正

かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国<sup>1</sup>の航空企業又は国際航空業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

## 2 一方の締約国の領域内に他方の締約国の指定航空企業により若しくはその名において持ち込

まれ、又は前記の領域内で他方の締約国の指定航空企業により若しくはその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品で、その指定航空企業の航空機により又はその航空機内で使用することのみを目的とするものは、関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金について、税

閑税、検査手数料又はこれらに類似する国若しくは地

方公共団体が課する租税その他の課徴金の免除又は払戻しを行わない限り、他方の締約

国<sup>2</sup>の指定航空企業に対し、当該閑税、検査手数

料又はこれらに類似する国若しくは地方公共

団体が課する租税その他の課徴金の免除又は

払戻しを行なう義務を負わなものとする。

### 第六条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその国民に属していないと認めた場合には、その航空企業に対して第四条<sup>1</sup>に定める特権を与えず、若しくは取り消し、又は、その航空企業によるそれらの特權の行使について、必要と認める条件を課する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国<sup>2</sup>の指定航空企業が1にいう特権を許すする締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その航空企業による前記の特権の行使を停止し、又は、その航空企業によるそれらの特権の行使について、必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、この権利は、即時に特権の行使を停止しなければならない。

(a) 航空機が前記の領域に到着した際に積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品で、その領域から出発する際にも積載しているものについては、免除

(b) (a)に含まれない燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品については、前記の領域内に持ち込まれ、又はその領域内で航空機上に積載される同様の物品で、最恵国<sup>1</sup>の航空企業若しくは国際航空業務に從事する当該一方の締約国<sup>2</sup>の航空企業の航空機により又はその航空機内で使用するに与えられる待遇よりも不利でない待遇。この待遇は、各締約国が条約第二十一条の規定に基づいて与える義務を負う待

遇に加えて与えられるものでなければならず、かつ、これを害するものであつてはならない。もつとも、いすれの締約国も、自國の指定航空企業に対し他方の締約国が閑税、検査手数料又はこれらに類似する国若しくは地

ればならない。

### 第九条

いずれか一方の締約国<sup>2</sup>の指定航空企業が提供する協定業務は、その航空企業を指定した締約国<sup>1</sup>の領域への及びその領域からの当該時期における運輸需要及び予測される運輸需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならず、他方の締約国<sup>1</sup>の領域において積み込まれ又は積み卸される貨客を、その航空企業を指定した国以外の国<sup>3</sup>の領域内の特定路線上の地点へ向けて又はこれらの地点から運送することは、補足的性格を有するものとする。その航空企業が特定路線上の地点で他方の締約国<sup>2</sup>の領域内にあるものと第三国にある地点との間に貨客を運送する権利は、輸送力が次のものに限連を有するよう、国際航空運送の秩序ある発展のために行使されなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国<sup>2</sup>の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) その航空業務が経由する地域の地方的及び地域的航空業務を考慮した上でその地域の運輸需要

(c) 直通航空路の経済的運営の要求

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(たとえば、速力及び設備の程度)及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国<sup>2</sup>の航空当局が当該運賃について満足しない場合は、努力を生じないものとする。ただし、第十三条<sup>4</sup>の規定に基づく場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定された場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決しなければならない。

(e) いずれか一方の締約国<sup>2</sup>の航空当局が当該運賃について満足しない場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定された場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解决しなければならない。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国<sup>2</sup>の航空当局が当該運賃について満足しない場合は、努力を生じないものとする。ただし、第十三条<sup>4</sup>の規定に基づく場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定された場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解决しなければならない。

### 第十一条

一方の締約国<sup>2</sup>の航空当局は、他方の締約国<sup>1</sup>の航空当局の要請があつたときは、その航空当局に対し、自國の指定航空企業が他方の締約国<sup>1</sup>の領域への及びそこからの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計で、通常当該指定航空企業が公表のため作成して自國の航空当局に提出するものが公表のため作成して自國の航空当局に提出するものとし、自國の指定航空企業が他方の締約国<sup>1</sup>の航空当局に提出するすべての事項について緊密な協力を確保するため、定期的にしばしば協議しなければならない。

### 第十二条

両締約国<sup>2</sup>の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため、定期的にしばしば協議しなければならない。

### 第十三条

1 この協定の解釈又は実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国の中のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いづれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

#### 第十四条

いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始しなければならない。改正が附表についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なるものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、その合意した改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

正文中である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

#### 第十五条

正當に委任を受け、この協定に署名した。

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通じて、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

#### 第十六条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対する力が、この協定を終了させる意思をいつでも通告すればならない。

#### 第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

#### 第十八条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通じて、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

#### 第十九条

以上の証拠として、下名は、各自の政府により

日本国政府のため

日本国内の地点—ソウル及び以遠の地点

日本国内の地点—釜山及び以遠の地点

第十五条	
1 航空運送に関する多數国間の一般的な条約が両締約国について効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。	2 第十六条
(a) 日本国の指定航空企業は、路線(a)及び(b)において三をこえる異なる以遠の地点に運航することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が終了通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、両締約国間の合意によりその通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関がその通告の写しを受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。	3 第十七条
(a) 大韓民国内の地点—東京(北太平洋経由)—シアトル	4 第十八条
(b) 大韓民国内の地点—大阪—台北—香港	5 第十九条
(c) 大韓民国内の地点—福岡	6 第二十条
3 いづれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行なう協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、いづれの路線上の他の地点も、いづれかの又はすべての飛行にあたつて、その指定航空企業の選択により省略することができない。ただし、いづれの路線上の他の地点も、いづれかの又はすべての飛行にあたつて、その指定航空企業の選択により省略することができない。	7 第二十一条
4 本条約は、一九六七年一月二十七日にワシントン、ロンドン及びモスクワの三ヵ所で署名のため開設され、わが国は同日上記三都市で署名を行なつたのであります。	8 第二十二条
5 本条約は、宇宙空間の探査及び利用活動に関する基本原則を定めることを目的とするもので、宇宙空間活動における各国の平等の権利、宇宙空間に対する国家主権の主張の禁止、宇宙空間への兵器その他の大量破壊兵器の打ち上げ禁止、天体の平和利用等について規定しております。	9 第二十三条
6 次に、日韓航空協定について申し上げます。	10 第二十四条
7 わが国と韓国との間の民間航空は、日本航空と大韓航空との間の商務契約による共同運航の形で行なわれておりますが、国交正常化後日韓間の貨物を安定した法的基礎の上に置く必要が認められました。よつて、政府は、昭和四十一年八月以来、航空協定の締結のため交渉を行ない、合意が成立いたしましたので、本年五月十六日東京において	11 第二十五条
8 本協定の署名を行なつたのであります。	12 第二十六条







施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十二条、第二十七条及び第四十一条第一項の改正規定並びに附則第七条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

新法若しくは施行法の規定による退職一時金、  
廃疾一時金又は遺族一時金（これらに相当する  
給付を含む）の支給を受けた者（新法第八十一条  
第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合においては、当該  
退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定に

らの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十二号)附則第二条若しくは昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受けける権利を有する者で、

同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。  
〔新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に  
関する経過措置〕

一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額（以下「十五分の一に相当する金額」）を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に關する経過措置）

第六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。  
第十二条第三項中「年額」の下に「(第五条第二項本文の規定を適用しないものとしたならば厚生省令等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)第三十二条の二第二項において「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。附則第六条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により算定した普通恩給の年額)」を加える。

第七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の二項を加える。

改正後の施行法第二条第一項第五号及び第七条第一項第二号(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定にかかるわらず、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第一号第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)附則第二十四条の九及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきことによるべき事、しつゝ法律の趣旨を

に退職し、又は死亡した場合において、昭和四  
十二年法律第 号第三条の規定による改正  
後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の  
特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百  
五十六号）第十条の二及び施行法の規定を適用  
するとしたならば退職年金又は退族年金を支給

「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改める。

等の規定による年金の額の改定に関する法律  
（昭和四十二年法律第 号）の公布の日の  
属する月の翌月分以後適用する。

（前略）  
この法律の規定によれば、これらの法律の規定によ  
り、昭和四十二年十月分から、その者若しくは  
その遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに  
支給し、又は同月分からその者若しくはその遺  
族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金  
の額を、これらの法律の規定を適用して算定し  
た額に改定する。

すへきこととなるとき 又はその著しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額を改定すべきこととなるときについて準用する。

(他の法律一部改正)

第五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正す

第二十七条中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十条第一項又は第二項の規定による申出のあつたものが当該公務傷病により死亡した場合」を加える。

(以下「改正後の施行法」という)第十三条 第三十二条の二第二項、第三十三条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む)及び別表の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、廃疾年金及び遺族年金についても、同年十月分以後適用する。

前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

第七条第一項中「若しくは昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別賃貸等の規定による年金の額の支

は孫又は七十歳以上の者」に、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）」を「昭和四十一年法律第二百二十一号」に改め

年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第一条第一項第二号の二に規定する旧法等、

定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十二号）附則第二条を「昭和四十年度における旧令による共済組合等か

第三十三条中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九十四円」に改める。

以前に給付事由の生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第四条又は第五条の規定によ

る改定前の退職年金について附則第六条の規定による改定前の施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

（增加恩給等を受け権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置）

第九条 この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等（更新組合員等であつた者を含む。次条第七項を除き、以下同じ。）又はその遺族が、改正後の施行法第二十条又は第二十

七条（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金に關する規定又は新法第八

十一条（これらの規定による遺族年金に関する規定の適用を受けることとなるとき（次条第三項の規定があるときを除く。）は、こ

の法律の公布の日の属する月の翌月分以後、こ

れらの者に、これらの規定による廃疾年金若しくは廃疾年金を新たに支給し、又は同月分以後

新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を新たに支給する。

（增加恩給等を受け権利を有する者の遺族とみなしして、同日の属する月の翌月分以後、新

法第八十八条第一項第二号又は第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。）

3 施行法第四十条第一項又は第二項の申出があ

つた者のうち政令で定めるものの公務による廃

疾年金の額は、新法第八十二条若しくは施行法

第二十二条若しくは第二十三条（これらの規定

を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項

において準用する場合を含む。）の規定により算

定した額又は改定後の施行法第二十四条（同法

第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める額が、同法第

二条第一項第八号に規定する傷病年金の額及び

新法及び施行法の規定を適用して算定した額に

改定する。

2 施行法第四十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次項及び次条第三項において同じ。）の申出があつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、

この法律の公布の日前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば

新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、同日の属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第二号又は第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。

（增加恩給等を受けることを希望しない旨をその裁定庭に申し出ることがができる。この場合には、当該増加恩給等を受ける権利は、この法律の公布の日前において消滅したものとみなす。）

3 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死

亡した場合には、同項の申出は、その遺族がす

ることができる。

4 前二項の規定による申出は、改定後の施行法

第二十条及び第二十七条の規定の適用について

は、同法第四十条第一項又は第二項の規定によ

る申出とみなす。

5 公務傷病により死亡した更新組合員等につき

前項の申出があつた場合には、この法律の公布

の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族に、

新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族

年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者

の遺族年金を新法及び施行法の規定を適用して

算定した額に改定する。

6 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第四項の申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改定後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれららの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

7 前条（この法律の公布の際現に更新組合員等である者については、同条第三項）の規定は、第三項又は前二項の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号若しくは第八十八条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれららの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

8 施行法第四十条第四項及び第五十四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

9 第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十四年一月一日（施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員については、同年十月一日）以後の更新組合員等につきは、当該増加恩給の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

10 前条及びこの条に規定するものほか、増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

別表第一

昭和四十年法律第一百一號別表第一の 仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給	仮 定 俸 紙
八、六〇〇円	一九、六四〇
八、八三〇	二〇、七七〇
九、〇四〇	二一、〇六〇
九、三三〇	二一、九一〇
九、五一〇	二三、〇五〇
九、八四〇	二四、三一〇
一〇、三一〇	二四、九五〇
一〇、八二〇	二五、五六〇
一一、三一〇	二六、四四〇
一一、八二〇	二五、五六〇
一二、三一〇	二六、四五〇
一二、八一〇	二六、四五〇
一二、一三〇	二九、一九〇
一三、八一〇	二八、四五〇
一三、四五〇	二九、九六〇
一三、八二〇	二九、九六〇
一四、三四〇	三一、四六〇
一四、七八〇	三一、九七〇
一五、二一〇	三三、三六〇
一五、七二〇	三四、六〇〇
一六、二三〇	三六、三七〇
一六、七三〇	三八、一一〇
一七、二九〇	三九、二〇〇
一七、八六〇	四〇、二六〇
一八、四八〇	四一、九三〇
一七、三六〇	四三、二二〇
一八、〇七〇	四四、二八〇
一九、〇九〇	四六、六三〇
一九、八八〇	四八、九八〇
二〇、三五〇	四五、九六〇
二〇、九九〇	四五、九四〇
五三、〇七〇	五六、〇三〇
五〇、九四〇	五六、六八〇
五八、三八〇	二一、六一〇
二二、六一〇	二二、八四〇
二三、一七〇	二三、一七〇
二四、一〇〇	二四、一〇〇
二五、三六〇	二五、三六〇
二六、七四〇	二六、七四〇
二七、四四〇	二七、四四〇
二八、二二〇	二八、二二〇
二九、〇八〇	二九、〇八〇
二九、六四〇	二九、六四〇
三一、二九〇	三一、二九〇
三三、一一〇	三三、一一〇
三三、九六〇	三三、九六〇
三四、六一〇	三四、六一〇
三三、九六〇	三六、二七〇
三六、六九〇	三六、六九〇
三八、〇六〇	三八、〇六〇
四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
四一、九三〇	四一、九三〇
四三、二二〇	四三、二二〇
四四、二八〇	四四、二八〇
四六、六三〇	四六、六三〇
四八、九八〇	四八、九八〇
四五、四六〇	四五、四六〇
四五、六六〇	四五、六六〇
四五、五三〇	四五、五三〇
五〇、九四〇	五〇、九四〇

## 備考

年金額の算定の基礎となつてゐる昭和四十年法律第一百一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給(以下「仮定俸給等」といふ。)の額が八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一・一を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。

五四、四一〇	五九、八五〇
五五、八四〇	六一、四三〇
五八、六〇〇	六四、四六〇
六一、三八〇	六七、五三〇
六二、七八〇	六九、〇六〇
六四、一四〇	七〇、五六〇
六六、九〇〇	七三、五九〇
六八、一七〇	七四、九八〇
六九、六七〇	七六、六三〇
七二、四三〇	七九、六八〇
七五、四四〇	八一、三五〇
七六、九九〇	八二、九〇〇
七八、四六〇	八三、五四〇
八〇、〇〇〇	八四、〇〇〇
八一、四八〇	八六、三一〇
八四、四九〇	八八、〇〇〇
八七、五〇〇	八九、六三〇
八八、九八〇	九一、九四〇
九〇、五二〇	九六、二五〇
	九七、八八〇
	九九、五七〇

別表第一の仮定俸給	第一欄	第二欄
九、四六〇円	一、五九〇円	一、六三〇
九、七二〇	一、六七〇	一、七三〇
九、九五〇	一、七六〇	一、八三〇
一〇、二七〇	一、八三〇	一、九一〇
一〇、四六〇	一、〇八〇	一、〇八〇
一〇、八三〇	一、一三〇	一、一九〇
一〇、九〇〇	一、一八〇	一、一八〇
一一、三〇〇	一、二三〇	一、二八〇
一二、〇〇〇	一、二八〇	一、三一〇
一二、四四〇	一、三五〇	一、三八〇
一二、四六〇	一、三八〇	一、四一〇
一二、四八〇	一、四三〇	一、四六〇
一二、五〇〇	一、四八〇	一、五〇〇
一二、五二〇	一、五二〇	一、五三〇
一二、五五〇	一、五五〇	一、五六〇
一二、五八〇	一、五八〇	一、五九〇
一二、六一〇	一、六一〇	一、六二〇
一二、六三〇	一、六三〇	一、六三〇
一二、六六〇	一、六六〇	一、六六〇
一二、六九〇	一、六九〇	一、六九〇
一二、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
一二、七四〇	一、七四〇	一、七四〇
一二、七六〇	一、七六〇	一、七六〇
一二、七八〇	一、七八〇	一、七八〇
一二、八一〇	一、八一〇	一、八一〇
一二、八五〇	一、八五〇	一、八五〇
一二、九一〇	一、九一〇	一、九一〇
一二、九九〇	一、九九〇	一、九九〇

一一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇	五、四四〇	一〇、〇七〇
一一、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇	五、五八〇	一〇、三三〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇	五、八六〇	一〇、八四〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇	六、一三〇	一一、三五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇	六、二八〇	一一、六二〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇	六、四一〇	一一、八七〇
二七、四四〇	二、五〇〇	四、六二〇	六、六九〇	一二、三八〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇	六、八二〇	一二、六一〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇	六、九七〇	一二、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇	七、二四〇	一三、四〇〇
三一、二九〇	二、八五〇	五、五四〇	七、五五〇	一三、九六〇
三一、九六〇	二、九三〇	五、四〇〇	七、七〇〇	一四、二四〇
三四、六一〇	二、九九〇	五、二七〇	七、八四〇	一四、五一〇
三六、二七〇	三、一四〇	五、八二〇	八、〇〇〇	一四、八〇〇
三六、六九〇	三、二九〇	六、〇九〇	八、九〇〇	一五、〇八〇
三八、〇六〇	三、三四〇	六、一八〇	八、四五〇	一五、六三〇
四〇、〇〇〇	三、四六〇	六、四〇〇	八、七五〇	一六、一九〇
四一、九三〇	三、六四〇	六、七三〇	八、九〇〇	一六、四六〇
四三、一二〇	三、八一〇	七、〇六〇	九、〇五〇	一六、七五〇
四四、二八〇	三、九三〇	七、二六〇	九九、五七〇	
四六、六三〇	四、〇三〇	七、四五〇		
四八、九八〇	四、二三〇	七、八四〇		
四八、九八〇	四、四六〇			
四九、四六〇	四、四九〇			
五一、三三〇	四、六七〇			
五三、六八〇	四、八八〇			
五六、〇三〇	五、一〇〇			
五八、三八〇	五、三一〇			

## 備考

別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の下欄に掲げる仮定俸給	率
五八、三八〇円以上のもの	一一・六割
五三、六八〇円をこえ五八、三八〇円未満のもの	一一・三割
五一、三三〇円をこえ五一、三三〇円以下のもの	一一・〇割
四九、四六〇円をこえ五一、三三〇円以下のもの	一一・二割
三四、六一〇円をこえ四五九、四六〇円以下のもの	一一・四割
三三、九六〇円をこえ三四、六一〇円以下のもの	一一・九割
二九、六四〇円をこえ三三、九六〇円以下のもの	一一・五割
二四、一〇〇円をこえ二九、六四〇円以下のもの	一一・二割
二三、一七〇円をこえ二四、一〇〇円以下のもの	一五・七割
二一、六一〇円をこえ二三、一七〇円以下のもの	一六・一割
二〇、九九〇円をこえ二一、六一〇円以下のもの	一七・五割
一〇、三五〇円をこえ一〇、九九〇円以下のもの	一七・九割
一七、八六〇円をこえ一〇、三五〇円以下のもの	一八・三割
一五、七八〇円をこえ一七、八六〇円以下のもの	一九・〇割
一五、二〇〇円をこえ一五、七八〇円以下のもの	二九・九割
一四、七九〇円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	三〇・六割
一四、四五〇円をこえ一四、七九〇円以下のもの	三〇・九割
一四、〇九〇円をこえ一四、四五〇円以下のもの	三一・三割
一三、五四〇円をこえ一四、〇九〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円をこえ一三、五四〇円以下のもの	三一・九割

別表第四

障害の等級	年金額
一級	三八七、〇〇〇円

## 備考

一、障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。

二、この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「一一一、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

右  
国会に提出する。

昭和四十二年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 桂作

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、國家公務員共済組合法等に基づく既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者遺族等援護法の改正の内容に準じて改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額に関する法律案

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

二級	三級	四級	五級	六級	一九〇、〇〇〇円
一一一、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円
一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円
一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円
一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円



しくは孫に係るものとの額は、同項の規定により算定した額（法附則第六条第一項又は法附則第三項第二項（これららの規定を法附則第十七条の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものにあつては、これらの規定の適用を受けなかつたものとして算定した額）に、その算定の基礎となるつた俸給年額を十二で除して得た額で別表第二の上欄に掲げるものに対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法附則第六条第六項及び法附則第十四条第二項（これららの規定を法附則第十七条の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を除く。）により算定した額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間（その間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）に対応する部分の額を加えた額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、その額を算定するものとする。

3 法附則第六条第六項及び法附則第十四条第二項の規定は、前項の規定により算定された年金の額について準用する。この場合において、法附則第六条第六項中「第五十八条第二項第三号、前項又は附則第十四条第五項の」とあり、法附則第十四条第二項中「同項の」と「前項の」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に因る法律（昭和四十二年法律第一号）第三条第一項の」と読み替えるものとする。

4 第一条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算定して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

第四条 第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算定して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

第五条 第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五条第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四条第一項並びに第六十六条第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附 则

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に関する経過措置) 第二条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内に、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第二項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庭に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したもののが、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算して、昭和四十二年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利喪失するものとする。

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその族で、法第七百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつた者又はその遺族に支給すべき退職一時金基礎額若しくは遺族年金又は附則第二条第二項の規定による給付金の額から控除するもの（附則第二条第四項の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第二条第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第七百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの（前条の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

(琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置)

第三条 更新組合員等が法律第七百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庭に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第五条 更新組合員等であつた者又はその遺族に

について、当該更新組合員等であつた者の在職年

又は組合員期間の計算につき元南西諸島官公署

職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律

(昭和二十八年法律第二百五十六号) 以下「昭和二

十八年法律第二百五十六号」という。第十条の二

及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用

するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給

すべきこととなるときは、同法及びこの法律の

規定により、昭和四十二年十月分から、その者

又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給す

る。

2 前項の規定は、法律第二百五十五号附則第二十

四条の四第二項各号に掲げる者については、適

用しない。

3 公共企業体職員等共済組合法附則第十六条第

三項の規定は、第一項の規定により退職年金又

は遺族年金を支給する場合について準用する。

この場合において、同条第三項中「退職一時金

の支給を受けた更新組合員であつた者」とある

のは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金

の支給を受けた更新組合員等であつた者又はそ

の遺族」と、「又は減額退職年金」と、「當該退職

一時金」とあるのは「當該退職一時金、廃疾一時

金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

4 施行日の前日において現に公共企業体職員等

共済組合法の規定により退職年金、減額退職年

金又は遺族年金を受ける権利を有する者につい

て、当該年金に係る更新組合員等であつた者の

組合員期間の計算につき昭和二十八年法律第二

五六号第十条の二及び公共企業体職員等共済

組合法の規定を適用するとしたならば当該年金

の年額が増加することとなるときは、同法の規

定により、昭和四十二年十月分から、当該年金

の年額を改定する。

(費用の負担)

第六条 附則第二条から前条までの規定により生

ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担

する。

(公共企業体職員等共済組合法の一一部改正)

第七条 公共企業体職員等共済組合法の一一部を次

のよう改正する。

附則第六条第六項中「又は孫」を「若しくは孫

又は七十歳以上の者」に、「又は子」を「若しくは

子又は七十歳以上の者」に、「第十四条第四項」

を「第十四条第五項」に改め、「法律第二百二十一

号」の下に「以下「昭和四十一年法律第二百二十

一号」という。」を加える。

附則第十四条中第四項を第五項とし、第三項

を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の

次に次の二項を加える。

2 前項に規定する者が七十歳以上の者である

場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受

ける権利を有する場合を除く。)における退職

年金の年額については、同項の規定により算

定した金額が附則第四条第三項本文の規定を

適用しないものとして昭和四十一年法律第二

二十一号附則第六条の規定の例により算定し

別表第一

	昭和四十年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給
八、六〇〇	九、四六〇円
八、八三〇	九、七二〇
九、〇四〇	九、九五〇
九、三三〇	一〇、二七〇
九、五一〇	一〇、四六〇
九、八四〇	一〇、八三〇
一〇、三二〇	一一、三五〇
一〇、八二〇	一一、九〇〇
一一、三一〇	一二、四四〇
一一、三一〇	一二、八一〇
一一、八一〇	一三、〇〇〇
一二、三一〇	一三、五四〇
一二、三一〇	一四、四五〇
一二、三一〇	一四、七九〇
一三、四五〇	一四、〇九〇
一三、八二〇	一五、二〇〇
一四、三四〇	一五、七八〇
一四、三四〇	一六、二六〇
一五、二一〇	一六、七三〇
一五、七八〇	一七、二九〇
一五、七八〇	一七、八六〇
一六、二三〇	一八、四八〇
一六、七九〇	一九、〇九〇
一七、三六〇	一九、八八〇
一八、〇七〇	二〇、三五〇
一八、五〇〇	二〇、九九〇
一九、〇八〇	

	假 定 俸 給
八、六〇〇円	九、四六〇円
八、八三〇	九、七二〇
九、〇四〇	九、九五〇
九、三三〇	一〇、二七〇
九、五一〇	一〇、四六〇
九、八四〇	一〇、八三〇
一〇、三二〇	一一、三五〇
一〇、八二〇	一一、九〇〇
一一、三一〇	一二、四四〇
一一、三一〇	一二、八一〇
一一、八一〇	一三、〇〇〇
一二、三一〇	一三、五四〇
一二、三一〇	一四、四五〇
一二、三一〇	一四、七九〇
一三、四五〇	一四、〇九〇
一三、八二〇	一五、二〇〇
一四、三四〇	一五、七八〇
一四、三四〇	一六、二六〇
一五、二一〇	一六、七三〇
一五、七八〇	一七、二九〇
一六、二三〇	一七、八六〇
一六、七九〇	一八、四八〇
一七、三六〇	一九、〇九〇
一八、〇七〇	一九、八八〇
一八、五〇〇	二〇、三五〇
一九、〇八〇	二〇、九九〇

一九、六四〇	五四、四一〇	五九、八五〇
二〇、七七〇	五五、八四〇	六一、四三〇
二一、〇六〇	五八、六〇〇	六四、四六〇
二一、九一〇	六一、三八〇	六七、五三〇
二三、〇五〇	六二、七八〇	六九、〇六〇
二四、三一〇	六四、一四〇	七〇、五六〇
二五、五六〇	二五、三六〇	七三、五九〇
二四、九五〇	二六、七四〇	七四、九八〇
二五、五六〇	二七、四四〇	七五、六三〇
二六、四四〇	二八、一二〇	七九、六八〇
二六、九五〇	二九、〇八〇	八一、九八〇
二八、四五〇	二九、六四〇	八四、六九〇
二九、一九〇	三一、一九〇	八六、三一〇
二九、九六〇	三一、九六〇	八八、〇〇〇
三一、四六〇	三四、六一〇	九一、九四〇
三一、九七〇	三六、二七〇	九六、二五〇
三三、三六〇	三六、六九〇	九七、八八〇
三四、六〇〇	三八、〇六〇	九九、五七〇
三六、三七〇	四〇、〇〇〇	
三八、一二〇	四一、九三〇	
三九、二一〇	四三、一一〇	
四〇、二六〇	四四、二八〇	
四一、三九〇	四六、六三〇	
四四、五三〇	四八、九八〇	
四五、九六〇	四九、四六〇	
四六、六六〇	五一、三三〇	
四八、八〇〇	五三、六八〇	
五〇、九四〇	五六、〇三〇	
五三、〇七〇	五八、三八〇	

## 備考

一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和四十年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給(以下「仮定俸給等」という。)の額が、八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一〇〇分の一〇を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。

二 昭和四十一年仮定俸給のうち、八、六〇〇円をこえ、一三、四五〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げるられていないものについては、その直近多額の昭和四十一年仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

別表第一

昭和四十一年七月十四日 総議院会議録第三十九号  
昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案外一案

一〇七六

五九、八五〇	五、四四〇
六一、四三〇	五、五八〇
六四、四六〇	五、八六〇
六七、五三〇	六、一三〇
六九、〇六〇	六、二八〇
七〇、五六〇	六、四一〇
七三、五九〇	六、六九〇
七四、九八〇	六、八二〇
七六、六三〇	六、九七〇
七九、六八〇	七、二四〇
八一、九八〇	七、五五〇
八四、六九〇	七、七〇〇
八六、三一〇	七、八四〇
八八、〇〇〇	八、〇〇〇
八九、六三〇	八、一五〇
九一、九四〇	八、四五〇
九六、二五〇	八、七五〇
九七、八八〇	八、九〇〇
九九、五七〇	九、〇五〇

備考

別表第一の仮定俸給の額が、九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の仮定俸給	率
五八、三八〇円以上のもの	一一・六割
五三、六八〇円をこえ五八、三八〇円未満のもの	一一・三割
五一、三三〇円をこえ五三、六八〇円以下のもの	一三・〇割
四九、四六〇円をこえ五一、三三〇円以下のもの	一三・二割
一二、三八〇円をこえ四五、四六〇円以下のもの	一三・四割
一二、六一〇円をこえ六一、八九〇円以下のもの	一三・九割
一二、八九〇円をこえ二九、六四〇円以下のもの	一四・五割
一三、四〇〇円をこえ三一、九六〇円以下のもの	一五・二割
一三、九六〇円をこえ三一、九九〇円以下のもの	一五・七割
一四、二四〇円をこえ三三、一七〇円以下のもの	一六・一割
一四、一〇〇円をこえ三九、六四〇円以下のもの	一七・二割
一四、八〇〇円をこえ四一、九九〇円以下のもの	一七・五割
一五、〇八〇円をこえ四七、八六〇円以下のもの	一七・九割
一五、六三〇円をこえ五三、五五〇円以下のもの	一八・三割
一六、一九〇円をこえ五七、七八〇円以下のもの	一九・〇割
一六、四六〇円をこえ六一、九九〇円以下のもの	二九・九割
一六、七五〇円をこえ六五、一七〇円以下のもの	三〇・九割
一四、〇九〇円をこえ一四、四五〇円以下のもの	三一・三割
一四、七九〇円をこえ一四、〇九〇円以下のもの	三〇・六割
一四、四五〇円をこえ一四、七九〇円以下のもの	三〇・九割
一三、〇〇〇円をこえ一三、五四〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円以下のもの	三一・九割

別表第四

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	三八七、〇〇〇円

二 級	三 級	四 級	五 級	六 級
三一三、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円

## 備考

一 障害の等級の区分は、昭和四十年度改定法別表第三に基づいて大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二一、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

○副議長（園田直君） 委員長の報告を求めます。  
○藤井勝志君 大蔵委員会理事藤井勝志君。  
○副議長（園田直君） 委員長の報告を求めます。  
○藤井勝志君 大蔵委員会理事藤井勝志君。

理由  
公共企業体の共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法による既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君 大だいま議題となりました兩法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。  
この法律案は、別途今国会に提出されました恩

給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、國家公務員の既裁定の共済年金の額を引き上げるとともに、所要の措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げます。

第一は、年金額の引き上げでありまして、いわゆる旧令及び旧法に基づく年金受給者につきましては、年金額を原則として一〇%引き上げることにいたしておりますが、六十五歳以上の年金受給者等にかかる年金については、二〇%または二八・五%引き上げることにしております。

また、新法に基づく年金受給者につきましては、退職時の俸給をいわゆる二万円ベースに換算して二〇%増額した額を、さらに一〇%増額した額に基づいて算定した年金額が、既裁定の年金額を上回る場合、その差額に相当する額の引き上げを行なうこととされております。この場合、新法施行日前の期間にかかる俸給の額が、既裁定の年金額算定の基礎となる俸給の額を、恩給法における改定措置にならない、引き上げることにいたしております。

第二は、今回の年金額の改定に要する費用の負担についてであります。旧令及び旧法による年金額の改定に要する費用は、従来と同様に全額国が負担することになつております。

また、新法による年金額の改定に要する費用についても、従来と同様に、新法施行日前の期間に対応する部分については全額国が負担することとし、新法施行後の期間に対応する部分については、原則として国及び組合員が負担することとされております。

第三は、旧勅令による共済組合の組合員であつた期間の算入措置の是正ですが、新法施行

並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。  
この法律案は、別途今国会に提出されました恩

給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、國家公務員の既裁定の共済年金の額を引き上げようとするものであります。この内容につきましては説明を省略することといたします。  
なお、本案に對しましても、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四党共同提案にかかる修正案が提出されました。その内容は、男子についての通算退職年金と退職一時金との選択期間を、國家公務員における場合と同様、昭和四十年十月三十一日まで延長しようとするものであ

ります。

以上の両原案並びに両修正案につきましては、慎重審議の結果、本日、採決いたしましたところ、両修正案並びに修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって両案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両案に対しましては、全会一致の附帯決議が行なわれましたが、その内容は、公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、統一的な責任官庁を定めて、具体的措置を検討すること、共済組合の給付に要する費用の公的負担について、その改善につとめること等七項目にわたるものでありまして、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。(拍手)

## 〔参照〕

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

附則第十条第一項中「この法律の公布の日から」を「退職の日(この法律の公布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日。以下この項において同じ。)から」に、「この法律の公布の日前の前日」を「その退職の日の前日」に改める。

附則第十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同

条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次

4 第一項に規定する者(この法律の公布の日前に退職した者を除く。)が組合員である間に死亡した場合においては、その者の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けることとなる者は、その死亡の日から六十日を経過する

第十三条 昭和三十六年十一月一日前から引き続

き新法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十一

年十一月一日からこの法律の公布の日の前日ま

での間に退職した者(その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)について

は、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第一号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかるわらず、そ

の者は、通算年金制度を創設するための関係法

律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

附則第十四条第二号中「五年」を「八年」に改め、「資格を喪失する者」の下に「(その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。)」を加える。

附則第四十四条第二号中「五年」を「八年」に改め、「資格を喪失する者」の下に「(その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。)」を加える。

百八十二号の二部を次のように改正する。

附則第二十一条第一項中「五年」を「八年」に改め、「退職する者」の下に「(その退職の場合に国

合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

場合において、その者に第一項の退職に係る組

合員期間に基づく退職一時金に係る組合員期

間に基づく通算退職年金を受ける権利を有して

いるときは、当該権利は、この法律の公布の日

の前日において消滅する。

第十三条 昭和三十六年十一月一日前から引き続

き農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく共済組合の組合員又

は任意継続組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間

に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一

項に規定する事由に該当してその資格を喪失し

た者(その資格の喪失の際同法の規定による通

算退職年金を受ける権利を有することとなつた

女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前

に生まれた者を除く。)については、附則第十一

条の規定による改正後の通算年金制度を創設す

るための関係法律の一部を改正する法律附則第

四十四条中「これらの規定の適用を受けること

となつた日」とあるのは、「昭和四十二年度にお

ける旧令による共済組合等からの年金受給者の

ための特別措置法等の規定による年金の額の改

正に関する法律(昭和四十二年法律第一号)の

「公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用す

る。

2 前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組

合の規定による退職年金又は障害年金を受け

る権利を有することとなつたときは、同項の規

定にかかるわらず、その者は、通算年金制度を創

設するための関係法律の一部を改正する法律附

則第四十四条に規定する申出をすることができ

ない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する修正案（委員会修正）

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条に次のただし書きを加える。  
ただし、附則第八条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

附則第七条の次に次の二条を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百八十二条）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一項第二号中「五年」を「八年」に改め、「退職した者」の下に「（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 昭和三十六年十一月一日以前から引き続いている農林漁業団体職員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有したこととなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者に退職したもの（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有したこととなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後であるのは、『昭和四十二年度における公企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百八十二条）の公布の日』と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの共済組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にからわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

○副議長（園田直君） 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、特定織維工業構造改善臨時措置法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（園田直君） 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（園田直君） 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

特定織維工業構造改善臨時措置法案を議題といたします。

○副議長（園田直君） 両案を一括して採決いたしました。

第一節 総則（第二十一条—第二十八条）

第二節 役員等（第二十九条—第三十九条）

第三節 業務（第四十条—第四十七条）

第四節 財務及び会計（第四十八条—第五十一条）

第五節 監督（第五十五条・第五十六条）

第六節 補則（第五十七条・第五十八条规定）

第五章 雑則（第五十九条—第六十一条）

第六章 罷免（第六十二条—第六十七条规定）

第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、織維工業の経済的諸条件の著しい変化に対応して、その国際競争力を急速に強化するため、特定織維工業について、設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進、過剰設備の計画的な処理等のための措置を講ずることにより、その構造改善を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「特定織維工業」とは、別表第一号に掲げる紡績系を製造する事業（以下「特定紡績業」とい）、及び同表第二号に掲げる織物を製造する事業（「特定織布業」といいう。）をいう。

2 この法律において「特定精紡機」とは、別表第一号に掲げる紡績系について通商産業省令で定める紡績系の種類ごとに昭和四十二年度における需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき機械の数に比し、この法律の施行の際現に設置されている精紡機で当該種類に属する紡績系の製造の用に供すべきものの総数が過大であるものとして政令で定める精紡機をいう。

3 この法律において「特定紡績事業者」とは、特定紡績業に属する事業を営む者をいい、「特定織布業商工組合」とは、商工組合であつてその

組合員の資格として定款で定められる事業が特定織布業に属するものをいう。

## 第二章 特定紡績業の構造改善

### (特定紡績業構造改善基本計画)

第三条 通商産業大臣は、織維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業について、特定紡績業構造改善基本計画（以下「特定紡績業基本計画」という。）を定めなければならない。

2 特定紡績業基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 昭和四十六年度における生産数量、生産能率、特定精紡機の錘の数その他構造改善の目標

二 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

三 生産又は経営の規模の適正化に関する事項

四 処理すべき特定精紡機の錘の数、処理の方針その他過剰設備の処理に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、構造改善に関する重要な事項

3 前項第四号の錘の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により特定紡績業基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（特定紡績業構造改善実施計画）

第四条 通商産業大臣は、毎年、織維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画の実施を図るため必要な特定紡績業構造改善実施計画（以下「特定紡績業実施計画」という。）を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

### （計画の変更）

第五条 通商産業大臣は、特定紡績業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、織維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画又は特定紡績業構造改善基本計画を変更しなければならない。

（特定紡績業実施計画を変更しなければならない。）

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

### （資金の確保及び関連労働者に対する配慮）

第六条 政府は、特定紡績業実施計画で定める設備の近代化、生産若しくは経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定紡績業の構造改善に関する施策を講ずるにあたっては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

### （課税の特例）

第七条 特定紡績事業者が、特定紡績業基本計画で定めるところに従いその所有する特定精紡機を織維工業構造改善事業協会（以下「協会」という。）に引き渡した場合において、協会がこれを廃棄したときは、当該特定紡績事業者がしたそこの特定精紡機の引渡しを当該特定紡績事業者がしたとした廃棄とみなし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定紡績事業者の所得税又は法人税を軽減する。

2 当該特定紡績事業者の所得税又は法人税を軽減するにあたっては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

### （共同行為の内容）

第九条 前条第四項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

#### 一 特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

#### 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがないこと。

#### 三 不當に差別的なものでないこと。

#### 四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

#### 五 処理の方法が協会への一括充渡しによるものであるときは、相当の対価をもつてその処理が行なわれるものであること。

#### （共同行為の指示の変更等）

第十条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

#### （共同行為の届出）

第十一條 第八条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

#### （特定精紡機の処理命令）

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定により特定精紡機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、かつ、その共同行為を実施している

日のから一年以内に限り行なうことができる。第一項の規定による指示は、共同行為をするべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

（共同行為の内容）

第九条 前条第四項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

#### 一 特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

#### 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがないこと。

#### 三 不當に差別的なものでないこと。

#### 四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不正に害するものでないこと。

#### 五 处理の方法が協会への一括充渡しによるものであるときは、相当の対価をもつてその処理が行なわれるものであること。

#### （共同行為の指示の変更等）

第十一条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

#### （共同行為の届出）

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるとときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

#### （命令の変更又は取消し）

第十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるとときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

#### （命令の変更又は取消し）

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第八条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為についてのもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

#### （特定精紡機の処理命令）

第十五条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第十六条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第十七条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第十八条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第十九条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第二十条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

第二十二条 通商産業大臣は、第十一条若しくは第十三条の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

#### （公正取引委員会との関係）

い。

**第三章 特定織布業の構造改善**

(特定織布業構造改善事業計画の承認)

第十六条 特定織布業商工組合は、その地区において組合員が営む特定織布業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他構造改善に関する事業(以下「特定織布業構造改善事業」という。)を実施するため、特定織布業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定織布業構造改善事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

2 特定織布業構造改善事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定織布業構造改善事業の目標、内容及び実施時期

二 特定織布業構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

三 特定織布業構造改善事業を実施するのに必要な準備金にあてるための組合員に対する負担金の賦課の基準

3 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その特定織布業構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が当該特定織布業商工組合の地区における特定織布業の構造改善を図るために適切なものであり、かつ、他の特定織布業商工組合の特定織布業構造改善事業の実施に支障を及ぼすものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が当該特定織布業構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(特定織布業構造改善事業計画の変更等)

第十七条 特定織布業商工組合は、前条第一項の承認に係る特定織布業構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受

けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた特定織布業商工組合が当該承認に係る特定織布業構造改善事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて特定織布業構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。(資金の確保及び関連労働者に対する配慮)

第十八条 政府は、特定織布業商工組合が承認計画に従つて特定織布業構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定織布業の構造改善に関する施策を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

(設備処理の事業の助成)

第十九条 政府は、予算の範囲内において、特定織布業商工組合が承認計画に従つて設備の近代化に伴う設備の処理の事業を実施するのに必要な資金について協会の交付する助成金にあてるため、協会に対し補助金を交付することができる。

(課税の特例)

第二十条 特定織布業商工組合が承認計画で定める賦課の基準に基づいてその組合員に対して負担金を賦課した場合において、当該特定織布業商工組合が当該賦課に基づいて納付された金額を特定織布業構造改善事業計画に定めた金額として積み立てたとき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法で定めることにより、当該特定織布業商工組合又はその組合員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第二十一条 協会は、特定紡績業及び特定織布業における過剰設備の処理、特定織布業における設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進その他の特定織維工業の構造改善に関する業務を行なうことを目的とする。

2 協会の定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 協会の定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方

第二十二条 協会は、法人とする。

(数)

第二十三条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第二十四条 協会の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

(資本金)

第二十五条 協会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第二十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に織維工業構造改善事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十七条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(定款)

第二十八条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方

第二十九条 協会に、役員として、理事長一人、監事を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

2 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

3 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(評議員会)

第三十一条 協会に、協会の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員は、関係都道府県知事及び特定織維工業について学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、二年とする。

代理人を選任することができる。

5 (役員の欠格条項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第三十三条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十四条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他の理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他の理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第三十五条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第三十七条 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従事する事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する

(職員の任命)

第三十八条 協会の役員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第三十九条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十条 協会は、第二十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 特定精紡機(次号に規定するものを除く。)の買取り及び廃棄

二 特定紡績業に属する事業を廃止する者の所有する特定精紡機及びこれに関連する紡績設備の買取り及び廃棄

三 納付金の徴収

四 特定織布業構造改善事業に必要な資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証

五 設備の近代化に伴う設備の処理の事業に必要な資金にあてるための助成金の交付

六 特定織布業に属する事業を廃止する者の所

七 特定織布業に関する計画の実施に關する調査

八 前各号に掲げるもののほか、第二十二条の目的を達成するため必要な業務

九 協会は、前項第九号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務方法書)

第十一条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、前条第一項第一号か

ら第六号までに掲げる業務の方法を定めておかなければならぬ。

(信用基金)

第四十二条 協会は、第四十条第一項第四号に規定する資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する信

用基金を設け、第二十四条第一項又は第二項の規定により出資された金額と協会が負担する貸付けのための資金の借入れに係る債務又は保証債務の弁済にあることを条件として特定織布業商組合から出そんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあてるものとする。

2 前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、第四十条第一項第二号及び第六号に掲げる業務に要する経費並びに協会の業務運営費の一部を補助することができる。

(納付金)

第四十四条 特定紡績事業者は、通商産業大臣が特定精紡機(第四十条第一項第二号に規定する特定精紡機を除く。)の錘の数及びに協会がその錘の数に相当する数の特定精紡機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあつては、当該年度の終了の日までに、協会に対し納付金を

納付しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金に準用する。この場合において、同条第二項中「千百円以内」とあるのは、「百二十円以内」と読み替えるものとする。

(強制徴収)

第四十六条 協会は、第四十四条第一項又は前条第一項の納付金の納付義務者がその納定期までにその納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促するときは、納付義務者に對し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納

を乗じて得た額とする。

3 前項の錘の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、織維工業審議会の意見をきかなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

## 官報(号外)

4 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付金の納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十七条 協会は、第四十条第一項第三号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、特定紡績事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(事業年度)

第四十八条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十九条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第五十条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

第五十一条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十二条 協会は、通商産業大臣の認可を受け、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第五十三条 协会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(通商産業省令への委任)

第五十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五十五条 協会は、通商産業大臣が監督する。

(監督)

第五節 監督

第五十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるとときは、協会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、協会に對し、その業務に關し報告をさせることができるものと認めるときは、協会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十一条第一項、第四十九条又は第五十条第二項若しくは第二項ただし書の認可をしならうとするとき。

二 第五十条第一項の承認をしようとするとき。

三 第五十三条第一号又は第三号の規定によるとき。

四 第五十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

第五十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定紡績事業者又は特定織布業商工組合に対し、その業務に關し報告をさせることができるものと認めるときは、協会に對し、その業務に關し報告をさせることができる。

第六章 罰則

第六十二条 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一万

円以下の罰金に処する。

第一 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十一条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第五十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十七条 第二十五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (廃止)

第二条 この法律は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。  
(協会の設立)  
第三条 協会を設立するには、特定紡績事業者(特定精紡機を設置しているものに限る。以下

同じ)、特定織布業商工組合の役員、関係都道府県知事及び特定織維工業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

第六条の規定による資料を提出した者は十五人以上が発起人となり、定款を作成せしめ、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

第七条 前項の規定による資料を提出した者は十五人以上を占めてはならない。

第八条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項の他通商産業省令で定める事項を公告し、特定期間を定めたうえ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第九条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十一條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十二條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十三條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十四條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十五條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十六條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十七條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十八條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第十九條 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十一条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十二条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十三条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十四条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十五条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十六条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十七条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十八条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第二十九条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

第三十条 前項の規定による資料を提出した者は、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を告示しなければならない。

く、その事務を同項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぐとともに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

第六条 第二項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十一條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十二條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十三條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十四條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十五條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十六條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十八條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十九條 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十一条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十二条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十三条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十四条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十五条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十六条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十七条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十八条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第二十九条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第三十条 附則第五条第一項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による政令の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十九条の二 通商産業大臣は、特定織維工業構造改善臨時措置法第三条第一項の特定紡績業構造改善基本計画を定める場合において、

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。第十九条中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 通商産業大臣は、特定織維工業構造改善臨時措置法第三条第一項の特定紡績業構造改善基本計画を定める場合において、

第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為によつてもなお同項に規定する事態が克服されておらず、かつ、その共同行為の期間の満了により過剰精紡機が糸の製造の用に供されることとなることがその事態を悪化させ、同法の目的の達成を阻害することが明らかであると認めるときは、同条第三項の期間の延長に係る同条第一項の規定による指示の変更をすることができる。

2 第十八条の規定は、前項の規定により指示の変更をする場合に適用する。

第二十条中「前条」を「第十九条又は前条」に改める。

第二十四条第一項中「指示」の下に「若しくは第十九条の二の規定による処分」を加える。

第二十五条第一項中「第二十一条第一項」の下に「又は特定織維工業構造改善臨時措置法第十一条第一項」を加える。

第二十二条第一項中「この法律の施行の日から四年を経過した日に」を「昭和四十五年六月三十日限り」に改める。

附則第二条中「この法律の施行の日から四年を経過した日に」を「昭和四十五年六月三十日限り」に改める。

別表第一を削り、別表第三を別表第一とする。(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「織維工業構造改善事業団」を加える。

附則に第九十九項として次の二項を加える。  
 (特定織布業商工組合が取得する合理化機械に対する課税に関する特例)  
 十二年法律第 号 第二条第三項に規定する特定織布業商工組合が同法第十六条第一項の承認に係る特定織布業構造改善事業の実施するため同法の施行の日から昭和四十七年六月三十日までの間に新たに取得した機械その他の設備(以下本項において「機械設備等」という)であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれぞれこれらの規定の適用を受けるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(所得税法の一部改正)  
 第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

織維工業構造改善事業団	特定織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)
一 次に掲げる紡績糸(リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミニール精紡機又はボット精紡機により製造されるものに限る)。	イ 純成織維中における綿以外の織維の混用率が一パーセント以下のもの
口 組成織維中におけるビスコース織維及び銅アンモニア織維以外の織維の混用率が一パーセント以下のもの	ハ 純成織維中における合成織維及び酢酸織維以外の織維の混用率が一パーセント以下のもの
ハ 純成織維中における合成織維及び酢酸織維以外の織維の混用率が一パーセント以上のもの(イに掲げるものを除く)	二 純成織維中における合成織維(純成織維が合成織維の短セント以上もの(イに掲げるものを除く))
イ 純成織維中における合成織維、酢酸織維、ビスコース織維及び銅アンモニア織維以外の織維の混用率が十パーセント以上のもの(ハに掲げるものを除く)	三 合成織物(純成織維が合成織維の短セント以上もの(イに掲げるものを除く))
口 純成織物	四 人絹物
ホ 純成織維中における合成織維、酢酸織維のみであるもの及び純成織維中に毛又是麻を含むものを除く)	五 純織物

理由  
 織維工業の経済的諸条件の著しい變化にかんがみ、特定織維工業の構造改善を図るために、特定織維工業について、設備の近代化、生産又は經營の規模の適正化及び過剰設備の処理に関する計画の樹立等の措置を講ずるとともに、織維工業構造改善事業会を開設して、特定織維工業の構造改善に関する業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

附則に第九十九項として次の二項を加える。

(印紙税法の一部改正)  
 第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中船舶整備公团の項の前に次のように加える。

織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)
リ 純成織維中における亞麻、ちよ麻及び大麻の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの
ス 純成織維中における毛以外の織維の混用率が三パーセント以下のもの、純成織維中における綿以外の織維の混用率が一パーセント以下もの並びに純成織維中における亞麻、ちよ麻及び大麻以外の織維の混用率が一パーセント以下もの(イに限る)。
ト 未満のもの

商工委員長島村一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました特定織維工業構造改善臨時措置法につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

わが国織維工業を取り巻く内外の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、織維工業の中心的業種である綿糸、スル糸、合織糸及び混紡糸を製造する紡績業並びに綿スル及び組入織織布業の構造改善をはかるために本案が提出されたものであります。

内容の第一は、特定紡績業の構造改善について、通産大臣が基本計画及び毎年の実施計画を定め、政府は構造改善事業の円滑な実施をはかるための資金の確保、課税の特例等の措置を講ずること

第二は、特定織布業の構造改善について、特定織布業組合が事業計画を作成し、通産大臣の承認を受けることとし、政府は構造改善事業についての資金の確保、補助金の交付、課税の特例等について必要な措置を講ずること

第三は、過剰精紡機の買取り及び廢棄、納付金の徴収、信用基金による債務保証及び融資業務等を行なうために、全額政府出資による織維工業構造改善事業協会を設立すること

第四は、本法律は、昭和四十七年六月三十日までの限時法とすることとし、昭和四十三年九月末日で失効する織維工業設備等臨時措置法の有効期限を昭和四十五年六月末日まで延長することであります。

本案は、去る五月十六日当委員会に付託され、翌十七日政府より提案理由の説明を聴取し、以来参考人を招致する等、慎重な審議を重ね、本日に至り質疑を終了し、直ちに採決いたしましたとこ

ろ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、紡績業、織布業の構造改善計画の実施について、総合性の確保、資金の確保、税制上の優遇措置及び対象業種の拡大等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

全区域の整備等に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

全区域の整備等に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

### 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案外一案

右 国会に提出する。

昭和四十二年五月十五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に關し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

(目的)  
第二条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に關し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

#### 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案

##### (目的)

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る保全区域整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

(保全区域整備計画の内容)  
第四条 保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想  
二 土地の利用に關する事項  
三 文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

(保全区域整備計画の内容)  
第五条 内閣総理大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、これを保全することによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

(近郊緑地保全区域の指定)  
第六条 内閣総理大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(近郊緑地保全区域の指定)  
第七条 内閣総理大臣が定めたところにより告示することにより、近郊緑地保全区域の指定がなされる。

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第八条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手続によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第九条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手続によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十一条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十二条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十三条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十四条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十五条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十六条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十七条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十八条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第十九条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第二十条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第二十一条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第二十二条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第二十三条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、

(近郊緑地特別保全地区の指定)  
第二十四条 建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定する手續によつて、都市計画の施設として、



行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 近郊緑地特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 府県知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事に協議しなければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 保全区域整備計画に基づいて行なう行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)

第十一条 府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの人から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対する相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

府県知事は、前項の規定により原状回復又は

これに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ぜべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ぜべき者を確定することができないときは、當該者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合には、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公表しなければならない。

(損失の補償)

5 第十二条 府県は、第十条第一項の許可を受けることができる場合における土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入るべき旨の申出があつた場合においては、これを買入るものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(買入された土地の管理)

第十四条 府県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。

(費用の負担及び補助)

第十五条 近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全区域の指定があつた後における当該区域の買入に要する費用は、府県の負担とする。

2 国は、第十二条第一項の規定による損失の補償及び第十三条第一項の規定による土地の買入に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(施設の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全の規定による施設の整備)

第十九条 国は、府県が近郊緑地特別保全地区内に必要な資金についての配慮

に該当するとき。

二 第十条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上近郊緑地特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第七条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「内閣総理大臣又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「内閣総理大臣若しくは建設大臣」とあるのは、「府県知事」と読み替えるものとする。

2 府県知事は、第十条第一項若しくは第三項又は第十二条第一項各号に掲げる行為の実施状況を定めたものとされる。

3

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

4

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

5

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

6

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

7

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

8

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

9

は第十二条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

10

資金については、法令の範囲内において、資金するものとする。

(土地調整委員会の裁定)

第二十条 第十条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(罰則)

第二十一条 第十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反した者

二 第十条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者

三 第十二条第五項の規定に違反した者

四 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十六条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の二項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ近畿圏の保全区域の整備に関する法律ニ依ル近郊緑地特別保全地区区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第 号)による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内に近郊緑地の保全に關する事務を管理すること。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

4 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に二号を加える。

二十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行に關する事務(建設省の所掌に屬するものを除く。)を處理すること。

5 近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 近畿圏の保全区域の整備に關する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行に關する事務(建設省の所掌に屬するものを除く。)を處理すること。

(目的)

6 第一項の規定により近畿圏の保全区域の整備に關する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは鉱業者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

7 前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、近畿圏の保全区域の整備に關する法律の規定により許可に附された条件とみなす。

(定義)

第一条 この法律で「都市整備区域」とは、法第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

二 この法律で「都市開発区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

三 この法律で「保全区域」とは、法第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

(目的)

第一条 この法律は、中部圏の都市整備区域及び保全区域の整備等に關する法律

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に關する法律案

理由

近畿圏の保全区域の計画的整備を図るために、保全区域の整備計画を作成することとするとともに、大都市の近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地を保全するため、近郊緑地保全区域等の指定、近郊緑地保全区域等における行為の制限その他の近郊緑地の保全に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第九条に規定する基本開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見をきいて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、中部圏開発整備審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしたとき

昭和四十二年五月十五日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

法第十八条第一項又は近畿圏の保全区域の整備に關する法律第二十条第一項に改める。

第四十五条第一項中「首都圏近郊緑地保全法」を「首都圏近郊緑地保全法」に改める。

右 国会に提出する。

昭和四十二年七月十四日 衆議院会議録第三十九号 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案外一案

は、その承認に係る都市整備区域建設計画、都  
市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を関  
係行政機関の長に送付しなければならない。

(都市整備区域建設計画等の内容)

第四条 都市整備区域建設計画又は都市開発区域  
建設計画には、次の各号に掲げる事項につきそ  
の大綱を定めるものとする。

一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び  
開発の基本構想

二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三 産業の業種、規模等に関する事項

四 土地の利用に関する事項

五 次に掲げる施設の整備に関する事項

イ 道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設及  
び通信施設

ロ 住宅用地、工場用地等の宅地

ハ 公園、緑地等の空地

ニ 河川、水路及び海岸

ホ 住宅等の建築物

ヘ 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施  
設等の供給施設及び処理施設

ト 公害の発生の防止に関する施設

チ 学校等の教育文化施設

リ 流通業務市街地における流通業務施設

ス その他政令で定める主要な施設

六 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び  
開発に關連して交通通信体系又は水の供給体  
系を広域的に整備する必要がある場合における  
事項につきその大綱を定めるものとする。

第五条 保全区域整備計画には、次の各号に掲げ  
る事項につきその大綱を定めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想

二 土地の利用に関する事項

三 観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全  
又は文化財の保存に關連して必要とされる道  
路、公園その他の政令で定める施設の整備に

関する事項

(都市整備区域等の都市計画)

第六条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律  
第三十六号)第二条第二項の規定により都市整  
備区域又は都市開発区域により都市計画区域を  
決定しようとするときは、同項の規定にかかる  
らず、関係市町村の意見をきくことを要しな  
い。

第七条 国及び地方公共団体(港務局を含む。)は、  
都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画  
及び保全区域整備計画を達成するため必要な施  
設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるも  
のとする。

第八条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六  
年法律第二百六十六号)第五条の規定が適用され  
る場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第  
二百二十六号)第六条第二項の規定により、政  
令で定める地方公共団体が、都市開発区域内に  
おいて製造の事業の用に供する設備を新設し、  
又は増設した者について、その事業に係る工場  
の建物若しくはその敷地である土地の取得に  
対する不動産取得税又はその事業に係る機械及  
び装置若しくはその事業に係る工場の建物若  
しくはその敷地である土地に対する固定資産税  
に係る不均一の課税をした場合において、これら  
の措置が政令で定める場合に該当するものと  
認められるときは、地方交付税法(昭和二十五  
年法律第二百十一号)第十四条の規定による當  
該地方公共団体の各年度における基準財政收入  
額は、同条の規定にかかるらず、当該地方公共  
団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關  
するこれらの措置による減収額にあつては、こ  
れらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度  
におけるものに限る。)のうち自治省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による當  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
自治省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年度)  
における基準財政収入額となるべき額から控除  
した額とする。

第九条 各省各厅の長(国有財産法(昭和二十三年  
法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省  
各厅の長をいう。以下この条において同じ。)  
は、都市整備区域内又は都市開発区域内におい  
て政令で定める製造業(物品の加工修理業を含  
む。)、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に  
対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令  
で定めるその他の施設の用に供するため普通財  
産である国有財産を譲渡する場合において、當  
該都市整備区域内に係る都市整備区域建設計  
画は当該都市開発区域内に係る都市開発区域建設  
計画に照らして適當であると認められるときは、  
その売払代金又は交換差金について、確実な担  
保を徵し、かつ、利息を附して、十年以内の延  
納の特約をすることができる。

第十条 各省各厅の長は、前項の規定により延納の  
特約をした場合において、当該財産の譲渡を受け  
た者のする管理が適當でないと認めるとき  
は、ただちにその特約を解除しなければなら  
ない。

第十三条 第四項中「近畿圏整備法(昭和三十八年  
法律第二百二十九号)第八条第二項の基本整備計  
画」の下に、「中部圏の区域内の大都市に係る  
ものにあつては中部圏開発整備法(昭和四十  
一年法律第二百二号)第九条第二項の基本開発整備  
計画に」を加える。

れらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度  
におけるものに限る。)のうち自治省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による當  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
自治省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年度)  
における基準財政収入額となるべき額から控除  
した額とする。

第六条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及  
び保全区域の整備等に関する法律(昭和四  
十二年法律第二百二号)の施行に関する事  
務を処理すること。

第七条 中部圏開発整備法(昭和四  
正) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四  
十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正  
する。

第十三条 第四項中「近畿圏整備法(昭和三十八年  
法律第二百二十九号)第八条第二項の基本整備計  
画」の下に、「中部圏の区域内の大都市に係る  
ものにあつては中部圏開発整備法(昭和四十  
一年法律第二百二号)第九条第二項の基本開発整備  
計画に」を加える。

号)の一部を次のよう改正する。  
第四条に次の一号を加える。  
六 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及  
び保全区域の整備等に関する法律(昭和四  
十二年法律第二百二号)の施行に関する事  
務を処理すること。

第十四条 第二項中「近畿圏整備法(昭和三十八年  
法律第二百二十九号)第八条第二項の基本整備計  
画」の下に、「中部圏の区域内の大都市に係る  
ものにあつては中部圏開発整備法(昭和四十  
一年法律第二百二号)第九条第二項の基本開発整備  
計画に」を加える。

中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわ  
せて社会福祉の向上に寄与するため、都市整備区  
域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域  
整備計画を作成することとするとともに、これら  
の計画を達成するための施設の整備等に関する必要  
な事項を定める等の必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

○副議長(國田直君) 委員長の報告を求めます。  
建設委員会理事正示啓次郎君。

〔正示啓次郎君登壇〕  
〔報告書は本号末尾に掲載〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました二法  
案につきまして、建設委員会における審査の経過  
並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、二法案の要旨について申し上げます。

該地方公共団体の各年度における基準財政收入  
額は、同条の規定にかかるらず、当該地方公共  
団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關  
するこれらの措置による減収額にあつては、こ  
れらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度  
におけるものに限る。)のうち自治省令で定める  
ところにより算定した額を同条の規定による當  
該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が  
自治省令で定める日以後において行なわれたと  
きは、当該減収額について当該各年度の翌年度)  
における基準財政収入額となるべき額から控除  
した額とする。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関する特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全または観光資源の保全もしくは開発に資することを目的とするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

その第一点は、保全区域の指定があつたとき、関係府県知事は、近畿圏基本整備計画に基づき、保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとすることであります。

第二点は、内閣総理大臣は、保全区域内において無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、この地域の公害等の防止効果が著しい樹林地の区域を近郊緑地保全区域として指定することができるものとし、建設大臣は、近郊緑地保全区域内特に保全する必要がある区域を都市計画施設として、近郊緑地特別保全地区に指定することができるものとすることであります。

第三点は、工作物の新增築等の行為については、近郊緑地保全区域内においては府県知事に届け出るものとし、近郊緑地保全地区内においては許可を受けなければならないものとすることであります。また、許可を得られないため損失を受けた者があるときは、府県において損失の補償、土地の買入れ等を行なうものとし、国はその一部を補助するものとすること等であります。

次に、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案は、中部圏の都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発並びに保全区域の整備に関する事項を定め、もつて中部圏開発整備法第一条の目的の達成に寄与することを目的とするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

その第一点は、都市整備区域、都市開発区域または保全区域の指定があつたとき、県知事は、基本開発整備計画に基づき、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画または保全区域整備計

画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならないものとすることであります。

第二点は、区域の建設計画、整備計画には、整備及び開発の基本構想及び土地の利用等に関する事項について、その大綱を定めるものとすることであります。

第三点は、国及び地方公共団体は、計画達成のため、必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんにつとめるものとすること等であります。

以上二法案は、五月十九日本委員会に付託せられ、五月二十四日提案理由の説明を聴取し、慎重審議をいたしまして、七月十二日質疑を終了し、本十四日、討論を省略して採決いたしましたところ、二法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に対しましては、中部圏基本開発整備計画等の早期策定、事業実施のための財源の裏づけ確保等に関する附帯決議が付せられましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたしました。

兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

日本学術振興会法案を議題といたします。

日本学術振興会法案(右)日本学術振興会法案

(基本金)

第四条 振興会の基本金は、附則第九条第三項の規定により承認する財團法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

(登記)

第五条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第六条 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 振興会でない者は、日本学術振興会といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会について準用する。

(役員)

第九条 振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

1 理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときにはその職務を行なう。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第一条 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行なう、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

(目的)

第二条 日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、法人格とする。

(事務所)

第三条 振興会は、事務所を東京都に置く。

日本学術振興会法案(内閣提出)

すなわち、この際、内閣提出、日本学術振興会法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

(役員の任命)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の兼職禁止)

第二条 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(職員の任命)

第十六条 振興会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用になす。

(評議員会)

第十八条 振興会に、評議員会を置く。

2

評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

(評議員)

第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

2 第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

(業務)

第二十一条 振興会は、第一の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 第四章 業務

2 第二十四条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年五月三十日までに完結しなければならない。

(決算)

第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完成後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、損益計算書（以下「信託」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完成後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならぬ。

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

三 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五 学術に関する情報資料について調査を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 振興会は、文部大臣の認可を受け、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方

2 法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならぬ。

第三章 評議員会

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

2 第二十二条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（事業年度）

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（事業計画等の認可）

2 第二十三条 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

2 第二十四条 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（短期借入金）

2 第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受け、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（定期借入金）

2 第二十八条 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（財産の処分等の制限）

2 第二十九条 振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（財産の処分等の制限）

2 第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

2 第三十二条 振興会は、その法律に規定するもののが、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（文部省令への委任）

2 第三十三条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（文部省令への委任）

2 第三十四条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第六章 監督等

<p><b>(監督)</b> 第三十二条 振興会は、文部大臣が監督する。</p> <p>2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に因る監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)</p>	
<p>第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ。</p>	
<p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	
<p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解してはならない。</p>	
<p>(国の配慮)</p>	
<p>第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとす</p>	
<p>で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p>	
<p>第三十六条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書き又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>二 第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。</p> <p>三 第二十一条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。</p>	
<p>第三十七条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、三万円以下の過料に処する。</p>	
<p>一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。</p> <p>二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。</p> <p>三 第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。</p>	
<p>四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。</p>	
<p>五 第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。</p>	
<p>第六条 この法律の施行の際現に日本学術振興会といふ名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p>	
<p>第七条 振興会の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十日に終わるものとす</p>	
<p>る。</p>	
<p>第八条 振興会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅延なく」とする。</p>	
<p>(財団法人日本学術振興会からの引継ぎ)</p>	
<p>第九条 昭和七年十一月二十八日に設立された財団法人日本学術振興会は、寄附行為に定めるとおりにより、設立委員に対し、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。</p>	
<p>2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しなければならない。</p>	
<p>3 前項の認可があつたときは、財団法人日本学術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、別表第二第二号の表中南方同胞援護会の項の次に次のように加える。</p>	
<p>日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第号) (印紙税法の一部改正)</p>	
<p>第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 別表第一第一号の表中日本開発銀行の項の次に次のように加える。</p>	
<p>日本学術振興会 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第号) (印紙税法の一部改正)</p>	
<p>第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第号) 四十二年法律第号</p>	
<p>別表第三の表中公害防止事業団法(昭和四十</p>	

年法律第九十五号) 第十九条第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二号)第二十条第三項第三号(業務の範囲)の業務に関する文書

日本学術振興会

学术の振興を圖るため、日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学术の振興を圖るため、日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました日本学術振興会法案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、財團法人日本学術振興会を改組して、特殊法人日本学術振興会を設立すること、この法人は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせることを目的としております。

政府は、本法により、今後、振興会を窓口として学術振興行政を積極的に推進すると説明してお

りますけれども、さきにこれを検討いたしましたと、実はわが国学術研究の将来に重要な問題をかえ、重大な影響のあることを見のがすわけにはまいらないのです。(拍手)

その第一は、行政管理庁が強く指摘し、公社、公団、特殊法人の新設はこれを抑制し、整理する方針の中で、財團法人日本学術振興会を改組することは、時代の要請に反することはなはだしいといわなければならぬのです。(拍手)

翌十日政府より提案理由の説明を聽取いたしました。自來本案について、朝永振一郎君外二名の参考人から意見を聽取るとともに、科学技術振興

対策特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審

査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、七月十二日本案に対する質疑を終了し、有島重武君より、本案に対しそれぞれ反対の意見が表明されました。続いて、採決に付し、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 討論の通告があります。これをお許します。齊藤正男君。

〔齊藤正男君登壇〕

○齊藤正男君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました日本学術振興会法案に反対の討論を行なうものであります。(拍手)

文部大臣の提案説明によれば、本法は、学術の振興をはかるため、特殊法人日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせることを目的としております。

政府は、本法により、今後、振興会を窓口として学術振興行政を積極的に推進すると説明してお

りますけれども、さきにこれを検討いたしましたと、実はわが国学術研究の将来に重要な問題をかえ、重大な影響のあることを見のがすわけにはまいらないのです。(拍手)

その第一は、行政管理庁が強く指摘し、公社、公団、特殊法人の新設はこれを抑制し、整理する方針の中で、財團法人日本学術振興会を改組することは、時代の要請に反することはなはだしいといわなければならぬのです。(拍手)

その第二は、科学技術の振興につきましては、

科学技術庁の所管事項もこれあり、特に科学技術

の振興に関する事業を行ない、もって学術の進展に寄与することを目的とすること、並びにこの法人の組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けようとするものであります。

本案は、去る五月九日当委員会に付託となり、翌十日政府より提案理由の説明を聽取いたしました。自來本案について、朝永振一郎君外二名の参考人から意見を聽取るとともに、科学技術振興

対策特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

階において、本法が文部省の手によつて制定されることは、わが国科学技術の抜本的振興対策の上からも、時期尚早と断ざざるを得ないのであります。(拍手)

その第三は、産学協同の推進を明白に打ち出している点であります。しかも、これは、無制限に

産業界、財界と結び、ビッグサイエンスの調和ある発展にとって大きな障害となることもまた明らかであります。(拍手)

その第四は、日米科学協力を強く推進する機関になります。文部省は、本法案の説明の中で、米国側の担当機関である国立科学財團は政府機関であり、わが国も均衡することが望ましいと述べております。この法案が国家の監督強化のもとに日米科学協力、軍学協同といふものを行なうものであります。(拍手)

その第五は、法案の内容であります。それは、財團がこれまでおらないのであります。

その第六は、法典の内容であります。それは、

一口で言えば、学術研究に対する中央集権化であり、官僚統制の強化以外の何ものでもないといふことがあります。(拍手)すなはち、振興会役員の任命、解任をはじめとして、文部大臣に膨大な権限が与えられていることであります。

その第七は、法典の内容であります。それは、

振興会の役員として、会長、理事長、三人以内の理事、二人以内の監事が置かれることになつておりますけれども、これら役員はすべて文部大臣の任命であります。一方的な任命によって文部大臣がすべての役員人事を支配し得ることは、振興会の組織を政府が意のままに支配統制するための基礎的前提と断定せざるを得ないし、今日やかましくいわれている官僚の天下り組織となることは必然であります。(拍手)さらに、文部大臣は、役員の解任権も持つのであります。しかも、この解任権は、文部大臣が個人の見解により役員たるに適しないと認めたときには、いつでも一方的に発動できる仕組みになつておるのであります。

これを要するに、文部大臣は、役員の任命権と

解任権の両者をあわせ持つことにより、振興会人

事に對し生殺與奪の実権を握ることになり、きわめて危険であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)さらにもまた、会長の諮問に応じ重要な事項を審議する機関として、十五人以内で組織される評議員会の評議員も同様であります。学術振興会は、学術研究を中心とする機関であるからこそ、他の特殊法人と比較して、自主的、民主的運営が確保されなければならないと思うとき、時代錯誤ほんはなしといわざるを得ないと思うのであります。(拍手)再三にわたる日本学術会議の要望や申し入れにもかかわらず、学術会議との関係が法文上何ら明記されていない事実は、このことを離弁に物語ると思うわけであります。

文部大臣は、まず人事及び組織の両面で振興会を完全に支配下に置いて、さらにその事業及び管理運営の面で重要な点をすべてその統制下に置こうとしているのであります。すなはち、全文

わざかに三十九条の短い本法のうちで、文部大臣の認可ないし承認を必要とするものが七点あります。このことは、本法案が、事業及び資金計画の両面にわたって、これを全面的に文部大臣の認可事項とし、その統制下に置こうとしているものであることを証明するものであります。

自由裁量にまかせたも同様な形であります。法律上必要である、ないし監督上必要であるという理由をつければ、どんな命令でも出すことは可能になつておるのであります。しかも文部大臣は、進んで振興会の事務所へ立ち入り検査をする権限まで持つのであります。その上、この立ち入り検査を拒否したり、求められた報告を出さない場合には、三万円以下の罰金がかけられ、その他文部大臣の命令に違反をしたときは三万円以下の過料に処せられることになつておるのであります。わが国最高の学術研究機関に対し、屈辱的罰則規定を設けているがことは、まさに言語道断であるといふべきであります。(拍手)

文部省設置法は、その第五条十八号において、「大学、高等専門学校、研究機関に対し、その運営に關し指導と助言を与えること。」と明記されてゐるのであります。したがつて、学術振興会に対する文部省の権限も、指導と助言の範囲にとどまるべきであって、この範囲を越え本法案のような強力な指揮、監督権を与えることは、文部省設置法の趣旨にも違反するものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

以上、指摘いたしましたように、本法案は、文部大臣が振興会の役員、評議員の人事を一方的に

支配し、振興会の事業、資金計画をその統制下に置き、その事業執行や振興会の管理、運営に対する全面的監督権を持つことを許した法案であります。

振興会及びそれが行なう学術振興事業を徹頭徹尾

政府の官僚統制下に組み入れ、本来平和と社会進歩のための自由な學問研究を逆に統制支配しようとするファシシズム立法なのであります。それは学

問の自由を保障する日本国憲法第二十三条の精神にも明らかに違反するものといわなければならぬのであります。(拍手)

したがつて、本法案は単に一法案の問題にとどめられるとするならば、自由を保障されることによつてのみ発展する眞の学術は死滅し、御用学者のみが生き残らざる方向に今後急速に進むであらうことを、私どもは心配するのであります。(拍手)

さきに、日本科学者会議に結集された日本の良心的科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関の学者の方々が強く本法案の成立に反対しているこ

とも当然だらうと思うわけであります。

援助すれども支配せず、これが学術文部行政の民主主義的原則であります。援助するかわりに支配する、このことを原則とするような逆行もはな

はだしい本法案の撤回を求める、私の反対の討論を終わるものであります。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多數。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

（議決通知）

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨

参議院に通知した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（法律公布奏上及び通知）

一、昨十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨

参議院に通知した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（法律公布奏上及び通知）

一、昨十三日、本院は文化財保護委員会委員に久

松澤一君を任命することに同意した旨内閣に通

じました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたしました。

（常任委員辞任）

一、昨十三日、議長において、次の常任委員の辞

任を許可した。

内閣総理大臣 佐藤 榮作君 橋口 隆君 伊藤惣助丸君

外務大臣 三木 武夫君 中野 明君 福永 健司君

大蔵大臣 水田三喜男君 地方行政委員 島上善五郎君 唐橋 東君

文部大臣 劍木 亨弘君 法務委員 厚生大臣 坊 秀男君 下平 正一君

農林大臣 倉石 忠雄君 横内 義雄君

通商産業大臣 菅野和太郎君 三宅 正一君

建設大臣 西村 英一君 中谷 鉄也君

自治大臣 藤枝 泉介君 米田 東吾君

國務大臣 宮澤 喜一君 渡部 一郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君 唐橋 東君 吉田 賢一君

大蔵政務次官 小沢 辰男君 山田 太郎君 島上善五郎君

農林水産委員 西村 栄一君

社会労働委員 竹内 黎一君 篠輪 登君

小坂善太郎君 坂村 吉正君

鈴切 康雄君 竹内 黎一君

農林水產委員 小坂善太郎君 坂村 吉正君

中尾 栄一君 竹内 黎一君

商工委員 中尾 栄一君 三宅 正一君

運輸委員	米田 東吾君	下平 正一君	外務委員	帆足 計君	伊藤惣助丸君
通信委員	安宅 常彦君	角屋堅次郎君	文教委員	島上善五郎君	西村 榮一君
建設委員	井上 普方君	勝澤 芳雄君	社会労働委員	吉田 賢一君	唐橋 東君
正木 良明君	石橋 政嗣君	坂村 吉正君	(特別委員辞任)	矢野 純也君	西村 榮一君
八木 昇君	福永 健司君	吉田 賢一君	農林水産委員	坂村 吉正君	福永 健司君
予算委員	角屋堅次郎君	登君	箕輪 登君	坂本三十次君	八木 昇君
福永 健司君	帆足 計君	坂村 吉正君	災害対策特別委員	坂谷 忠男君	廣瀬 正雄君
八木 昇君	西村 榮一君	竹内 黎一君	稻富 梢人君	坂田 徹君	佐々木秀世君
北側 義一君	矢野 純也君	坂村 吉正君	科学技術振興対策特別委員	武藤 嘉文君	中村 寅太君
三原 朝雄君	井岡 大治君	小坂善太郎君	山内 広君	齊藤 邦吉君	古屋 亨君
井上 普方君	西宮 弘君	竹内 黎一君	石炭対策特別委員	佐々木秀世君	渡海元三郎君
竹本 孫一君	中尾 栄一君	坂村 吉正君	佐々木秀世君	坂本三十次君	箕輪 登君
内閣委員	通じる	坂村 吉正君	篠田 弘作君	坂谷 一夫君	三ツ林弥太郎君
福永 健司君	橋口 隆君	三宅 正一君	廣瀬 正雄君	廣瀬 正雄君	佐々木秀世君
鈴切 康雄君	橋口 隆君	中谷 鉄也君	渡海元三郎君	中村 寅太君	齊藤 邦吉君
地方行政委員	唐橋 東君	米田 東吾君	古屋 亨君	大出 俊君	寅太君
予算委員	島上善五郎君	安宅 常彦君	齊藤 邦吉君	齊藤 邦吉君	寅太君
法務委員	三原 朝雄君	角屋堅次郎君	篠田 弘作君	坂谷 一夫君	廣瀬 正雄君
櫻内 義雄君	石橋 政嗣君	坂村 吉正君	中村 寅太君	坂谷 一夫君	廣瀬 正雄君
中谷 鉄也君	北側 義一君	坂村 吉正君	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君
三宅 正一君	井上 普方君	三ッ林弥太郎君	古屋 亨君	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君
下平 正一君	井上 普方君	八木 昇君	三池 信君	増岡 博之君	増岡 博之君
井岡 大治君	猪俣 浩二君	保利 茂君	砂田 重民君	砂田 重民君	砂田 重民君
竹本 孫一君	孫一君	坂本 三郎君	増岡 博之君	増岡 博之君	増岡 博之君
科学技術振興対策特別委員	大出 俊君	(調査要求承認)	山内 広君	山内 広君	山内 広君
予算委員	予算の実施状況に関する事項	一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日これを承認した。	一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日これを承認した。	一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日これを承認した。	一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日これを承認した。
関係各方面から説明聽取及び資料の要求等	予算の実施の適正を期するため	二、調査の目的	二、調査の目的	二、調査の目的	二、調査の目的
	三、調査の方針	三、調査の方針	三、調査の方針	三、調査の方針	三、調査の方針

## 四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十二年七月十三日

予算委員長 植木庚子郎

衆議院議長 石井光次郎殿

保険の事業を行なうことができるものとすること。

## 四、政府の再保険事業

1 政府は、政令で定めるところにより、農業共済組合連合会を相手方として、同連合

会が負う果樹保険の保険責任につき、再保険契約を締結することができるものとすること。

2 農業共済基金からの資金の貸付け

農業共済基金は、農業共済組合連合会に對し、その行なう果樹保険の保険金の支払に關し必要な資金の貸付けを行なうことができるものとすること。

3 資料の提供についての協力

農業共済組合連合会は、その行なう果樹保険に係る事務の一部を農業共済組合、農業協同組合等に委託することができるものとすること。

## 3 資料の提供についての協力

農業共済組合連合会は、果樹保険に關し、農業協同組合その他の果樹出荷団体に對し、資料の提供につき、協力を求めるこ

とができるものとすること。

## 4 施行期日等

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行するものとすること。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範圍内において別に法律で定めることにその効力を失うものとすること。

## 二 議案の可決理由

最近における果樹農業の動向にかんがみ、果樹灾害に関する損失の適切な補てん制度の確立

2 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保険契約者に對し、交付金を交付することができるものとすること。

(四) 果樹保険の内容

1 果樹保険の種類

果樹保険の種類は、収穫保険及び樹体保険の二種類とすること。

2 対象災害

果樹保険の対象とする灾害は、気象上の原因による灾害、農林大臣の指定する病害、鳥獸害及び火災とすること。

3 収穫保険の内容

収穫保険においては、農業共済組合連合会は、対象果樹の種類又は品種ごと及び年産ごとに、被保険者の栽培する対象果樹につき、対象災害によって生じた果実の減収又は品質の低下による損害額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちその部分の金額に政令で定める割合を乗じて得た金額とすること。

4 樹体保険の内容

樹体保険においては、農業共済組合連合会は、対象果樹の種類又は品種ごとに、対象災害によつて、被保険者の栽培する対象果樹等につき、その枯死、流失、滅失等による損害が発生した場合に支払うものとし、その金額は、損害額に保険金額の保険額に対する割合を乗じて得た金額とすること。

## (一) 果樹保険の実施

農業共済組合連合会は、農業災害補償法の規定による保険事業及び共済事業のほか、果樹保険事業計画を定め、農林大臣の認可を受けて、果樹保険臨時措置法の規定による果樹

に資するため、試験的に果樹保険を行なうことにつき、果樹保険制度の確立を図らうとする」とは、時宜に適するものであると認め、本案は、これを可決すべきものと認決した次第である。

なお、本案に対する経費は別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算に果樹保険実施準備に必要な経費として六百九万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十三日

農林水産委員長 本名 武

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

衆議院議長 石井光次郎殿  
〔別紙〕  
果樹保険臨時措置法案に対する附帯決議  
果樹農業に対する適切な災害対策確立の喫緊性にかんがみ、政府に可及的速やかに本格実施への移行を図るとともに、左記各項の実現について十分考慮すべきである。

記

一 試験実施対象果樹として、かきその他果樹農業振興特別措置法適用対象果樹を追加することを検討すること。  
二 保険金支払の充実を期するため、農業共済組合連合会による削減が行なわれる事態の生じないよう検討するとともに、果樹農業者の要望に

即して無事戻しの実施に關する方針を明確にすること。

雇用の安定と労働力の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

ついて、年金たる給付の支給を行ない、さらに坑外員又は坑外員であつた者の死亡に際し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

1 石炭鉱業年金基金(以下「基金」という。)は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について、必要な給付を行なことによりその老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 石炭鉱業で、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主は、この法律によつて、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

なお、この事業主は当然、基金の会員となる。

3 基金は、この法律で定める事項を定款をもつて定めなければならない。また、この定款の変更は厚生大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

4 基金の役員及び役員の職務、総会、総代会、運営審議会について定める。

5 基金は、会員に使用される坑内員の老齢について、年金たる給付の支給を行ない、さらには坑内員、又は坑内員であつた者の死亡に際し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

6 基金は、会員の二分の一以上の者が希望したときは、会員に使用される坑外員の老齢に

ついて、年金たる給付の支給を行ない、さらには坑外員又は坑外員であつた者の死亡に際し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

7 基金は、その事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収し、会員は、政令に定めるところにより、掛金を負担し納付する義務を負う。

なお、基金は掛金の滞納に対して厚生大臣の認可を受けて国税滞納処分の例により処分することができる。

8 その他基金の財務会計に關する規定、厚生大臣の監督権限及び経過措置を定める。

なお、この法律は公布の日から施行する。

### 二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業における労働力の安定的な確保を図る措置として有効、かつ適切なものと認め可決すべきものと認決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算(厚生省所管)に厚生年金基金等助成費(石炭年金基金事務費補助金)として七百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十三日

石炭対策特別委員長 多賀谷真稔

衆議院議長 石井光次郎殿

## 〔別紙〕

石炭鉱業年金基金法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり次の諸点について特

段の配慮を払うべきである。

一 石炭鉱業の現状にかんがみ、事業主の負担に  
ついては、今後の石炭産業に対する助成策の中  
で十分確保すること。

二 運営審議会の審議に当たつては、労使の意見  
を聴取し、円滑な運営を図ること。

三 運営審議会の人選に当たつては、政府の承認  
を要するよう定款において定めること。

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の  
解決に関する条約の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の  
解決に関する条約の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

本条約は、締約国と他の締約国の国民との間  
の投資紛争を解決する調停及び仲裁のための施  
設を提供することを目的とし、投資紛争解決國

る条約の締結について承認を求めるの件に  
関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

宇宙活動に関する基本原則を制定することに  
ついては、国際連合において、一九五八年に宇  
宙空間平和利用特別委員会が設置されて以来、

同委員会において審議されてきたが、一九六六  
年に至り、米ソ両国からそれぞれ条約草案が提  
出され、その後この両国の草案をもとに意見の  
調整が行なわれた結果、条約案がまとまり、国  
際連合第二十一回総会に提出された。同総会

は、一九六六年十二月十九日の本会議において  
満場一致をもつて本条約を推奨する旨の決議を

採択した。本条約は、一九六七年一月二十七日  
にワシントン、ロンドン及びモスクワの三箇所  
で署名のため開放され、わが国は同日上記三都  
市で署名を行なつた。

本条約は、月その他の天体を含む宇宙空間  
(以下「宇宙空間」という。) の探査及び利用活動  
に関する基本原則を定めることを目的とするも  
ので、宇宙空間活動において各国が平等、自由  
の権利を有すること、宇宙空間は国家主權の主  
張の対象とはならないこと、宇宙空間への核兵  
器その他の大量破壊兵器の打上げは禁止される  
こと及び月その他の天体はもっぱら平和目的の  
みに利用されること等について規定している。

昭和四十二年七月十四日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

## 一 本件の要旨及び目的

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政  
府との間の協定の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

わが国と大韓民国との間の民間航空運送は、  
同運航の形で行なわれているが、国交正常化後  
両国間の貨客の交流が急増しているので、両国  
間の民間航空業務をできるだけ早く安定した法  
的基礎の上に置く必要が認められるにいたつ  
た。よつて政府は、昭和四十一年八月以来、航

准書を寄託した時に効力を生ずることになつて  
いる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本  
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ  
き、国会の承認を求めるというのである。

宇宙活動に関する基本原則を制定することに  
ついては、国際連合において、一九五八年に宇  
宙空間平和利用特別委員会が設置されて以来、

同委員会において審議されてきたが、一九六六  
年に至り、米ソ両国からそれぞれ条約草案が提  
出され、その後この両国の草案をもとに意見の  
調整が行なわれた結果、条約案がまとまり、国  
際連合第二十一回総会に提出された。同総会

は、一九六六年十二月十九日の本会議において  
満場一致をもつて本条約を推奨する旨の決議を

採択した。本条約は、一九六七年一月二十七日  
にワシントン、ロンドン及びモスクワの三箇所  
で署名のため開放され、わが国は同日上記三都  
市で署名を行なつた。

本条約は、月その他の天体を含む宇宙空間  
(以下「宇宙空間」という。) の探査及び利用活動  
に関する基本原則を定めることを目的とするも  
ので、宇宙空間活動において各国が平等、自由  
の権利を有すること、宇宙空間は国家主權の主  
張の対象とはならないこと、宇宙空間への核兵  
器その他の大量破壊兵器の打上げは禁止される  
こと及び月その他の天体はもっぱら平和目的の  
みに利用されること等について規定している。

昭和四十二年七月十四日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

## 一 本件の要旨及び目的

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政  
府との間の協定の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

わが国と大韓民国との間の民間航空運送は、  
同運航の形で行なわれているが、国交正常化後  
両国間の貨客の交流が急増しているので、両国  
間の民間航空業務をできるだけ早く安定した法  
的基礎の上に置く必要が認められるにいたつ  
た。よつて政府は、昭和四十一年八月以来、航

石炭鉱業年金基金法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり次の諸点について特

段の配慮を払うべきである。

一 石炭鉱業の現状にかんがみ、事業主の負担に  
ついては、今後の石炭産業に対する助成策の中  
で十分確保すること。

二 運営審議会の審議に当たつては、労使の意見  
を聴取し、円滑な運営を図ること。

三 運営審議会の人選に当たつては、政府の承認  
を要するよう定款において定めること。

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の  
解決に関する条約の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

本条約は、締約国と他の締約国の国民との間  
の投資紛争を解決する調停及び仲裁のための施  
設を提供することを目的とし、投資紛争解決國

る条約の締結について承認を求めるの件に  
関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

宇宙活動に関する基本原則を制定することに  
ついては、国際連合において、一九五八年に宇  
宙空間平和利用特別委員会が設置されて以来、

同委員会において審議されてきたが、一九六六  
年に至り、米ソ両国からそれぞれ条約草案が提  
出され、その後この両国の草案をもとに意見の  
調整が行なわれた結果、条約案がまとまり、国  
際連合第二十一回総会に提出された。同総会

は、一九六六年十二月十九日の本会議において  
満場一致をもつて本条約を推奨する旨の決議を

採択した。本条約は、一九六七年一月二十七日  
にワシントン、ロンドン及びモスクワの三箇所  
で署名のため開放され、わが国は同日上記三都  
市で署名を行なつた。

本条約は、月その他の天体を含む宇宙空間  
(以下「宇宙空間」という。) の探査及び利用活動  
に関する基本原則を定めることを目的とするも  
ので、宇宙空間活動において各国が平等、自由  
の権利を有すること、宇宙空間は国家主權の主  
張の対象とはならないこと、宇宙空間への核兵  
器その他の大量破壊兵器の打上げは禁止される  
こと及び月その他の天体はもっぱら平和目的の  
みに利用されること等について規定している。

昭和四十二年七月十四日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

## 一 本件の要旨及び目的

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政  
府との間の協定の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

わが国と大韓民国との間の民間航空運送は、  
同運航の形で行なわれているが、国交正常化後  
両国間の貨客の交流が急増しているので、両国  
間の民間航空業務をできるだけ早く安定した法  
的基礎の上に置く必要が認められるにいたつ  
た。よつて政府は、昭和四十一年八月以来、航

石炭鉱業年金基金法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり次の諸点について特

段の配慮を払うべきである。

一 石炭鉱業の現状にかんがみ、事業主の負担に  
ついては、今後の石炭産業に対する助成策の中  
で十分確保すること。

二 運営審議会の審議に当たつては、労使の意見  
を聴取し、円滑な運営を図ること。

三 運営審議会の人選に当たつては、政府の承認  
を要するよう定款において定めること。

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の  
解決に関する条約の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

本条約は、締約国と他の締約国の国民との間  
の投資紛争を解決する調停及び仲裁のための施  
設を提供することを目的とし、投資紛争解決國

る条約の締結について承認を求めるの件に  
関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

宇宙活動に関する基本原則を制定することに  
ついては、国際連合において、一九五八年に宇  
宙空間平和利用特別委員会が設置されて以来、

同委員会において審議されてきたが、一九六六  
年に至り、米ソ両国からそれぞれ条約草案が提  
出され、その後この両国の草案をもとに意見の  
調整が行なわれた結果、条約案がまとまり、国  
際連合第二十一回総会に提出された。同総会

は、一九六六年十二月十九日の本会議において  
満場一致をもつて本条約を推奨する旨の決議を

採択した。本条約は、一九六七年一月二十七日  
にワシントン、ロンドン及びモスクワの三箇所  
で署名のため開放され、わが国は同日上記三都  
市で署名を行なつた。

本条約は、月その他の天体を含む宇宙空間  
(以下「宇宙空間」という。) の探査及び利用活動  
に関する基本原則を定めることを目的とするも  
ので、宇宙空間活動において各国が平等、自由  
の権利を有すること、宇宙空間は国家主權の主  
張の対象とはならないこと、宇宙空間への核兵  
器その他の大量破壊兵器の打上げは禁止される  
こと及び月その他の天体はもっぱら平和目的の  
みに利用されること等について規定している。

昭和四十二年七月十四日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

## 一 本件の要旨及び目的

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政  
府との間の協定の締結について承認を求  
めるの件に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

わが国と大韓民国との間の民間航空運送は、  
同運航の形で行なわれているが、国交正常化後  
両国間の貨客の交流が急増しているので、両国  
間の民間航空業務をできるだけ早く安定した法  
的基礎の上に置く必要が認められるにいたつ  
た。よつて政府は、昭和四十一年八月以来、航

空協定締結のため、大韓民国政府と交渉を行なつてきましたが、協定の案文について合意が成立したので、昭和四十二年五月十六日、東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国と大韓民国との間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を双方的基礎において規定するとともに、附表において両国の指定航空企業が運営することができる路線を定めている。

なお、本協定は、各締約国によりその憲法上、指定期間に係る額の算定について規定するところである。本件は、附表において両国の指定航空企業が運営することができる路線を定めている。

二 本件の議決理由

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

（一） 議案の要旨及び目的

（二） 議案の修正議決理由

右報告する。

昭和四十二年七月十四日

外務委員長 福田 勲泰

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

（内閣提出）に関する報告書

（一） 議案の要旨及び目的

（二） 議案の修正議決理由

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（以下「旧令」といふ。）、昭和三十三年の改正前の旧「国家公務員共済組合法」（以下「旧法」といふ。）及び現行の「国家公務員共済組合法」（以下「新法」といふ。）の規定により、現に支給されている年金について、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて、年金額の引上げを行なうとともに、所要の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

（一） 旧令及び旧法による年金額の改定に要する費用は、従前と同様に、全額国が負担するものとすること。

（二） 新法による年金額の改定に要する費用は、恩給公務員期間及び旧法等の組合員期間に対応する部分については全額国が負担するものとし、新法施行日以後の組合員期間に對応する部分については国及び組合員の負担とする。ただし、公務に係る給付については全額国の負担とするものとすること。

（三） その他、恩給法等の改正に伴い、所要の措置を講ずること。

（四） この法律は、昭和四十二年十月一日から施行するものとする。ただし、（一）及び（二）については、公布の日から施行するものとすること。

（一） 新法に基づく年金受給者については、組合員期間として新法の組合員期間に算入することとされているが、新法施行日以後昭和三十六年六月十八日以前に組合員の資格を喪失した者についても、同様の取扱いを行なうこととする。

（二） 増加恩給受給権を有していた更新組合員に対する取扱いの改正

新法施行の際に増加恩給受給権を放棄した組合員に対する給付については、現在、廃疾の状態を加味することなく退職給付を支給すること。

（三） その他の、恩給法等の改正に伴い、所要の措置を講ずること。

（四） 旧勅令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」及び「国家公務員共済組合法」等に基づく既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法等の改正の内容に準じて改定する等のための措置として時宜に適するものと認めるが、なお、昭和四十一年十月三十日をもつて期限の到来している男子について

（一） 旧勅令による組合員期間の算入措置の是正

（二） 旧勅令による組合員の組合員であった期間は、現在、昭和三十六年六月十九日以後に組合員の資格を喪失した者については旧長期

（一） 旧勅令による組合員の組合員であった期間は、現在、昭和三十六年六月十九日以後に組合員の資格を喪失した者については旧長期の通算退職年金と退職一時金との選択期間を、

昭和四十四年十月三十一日まで延長するとともに、増加恩給受給権を有していた更新組合員に対する取扱いの改正に伴い、現に増加恩給受給権を有する者が、当該受給権を放棄する旨の申出の期限は、原案ではこの法律の公布の日から六十日以内とされているが、これを退職の日から六十日を経過する日までに改め、さらに農林漁業団体職員共済組合法に基づく通算退職年金と退職一時金との選択期間についても、国家公務員における場合と同様に措置することが適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に要する増加費用は、昭和四十二年度において約六億七千七百万円と見込まれているが、このうち追加費用として措置される部分を除き、旧令年金の増加所要額約一億八八百万円は、昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十二年七月十四日  
大蔵委員長 内田 常雄  
〔別紙〕  
(小字及び一は修正)

衆議院議長 石井光次郎殿

第六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する法律(昭和四十二年法律第一号)第一条若しくは第二条に改める。

(國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のよう改定する。)

第十三条第三項中「年額」の下に「(第五条第一号)」を「昭和四十一年法律第一号」に改める。

第三十三条中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九十四円」に改める。

第四十一条第一項中「第三節まで」の下に「、第

#### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十二条、第二十七条及び第四十一条第一項の改正規定並びに附則第七条、第九条及び第十〇条〇の規定は、公布の日から施行する。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(他の法律の一部改正))

第五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一百二十二号)附則第二条」を「昭和四十年法律第一百二十二号)附則第二条」に改める。

第二十条中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第四十条第一項又は第二項の規定による申出をした場合」を加える。

第二十七条中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十条第一項又は第二項の規定による申出があつたものが当該公務傷病により死した場合」を加える。

第三十二条の二第二項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一百二十一号)」を「昭和四十一年法律第一百二十一号」に改め

項本文の規定を適用しないものとしたならば恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一百二十一号)第三十二条の二第二項において「昭和四十一年法律第一百二十一号」という。)附則第六条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により算定した普通恩給の年額)」を

給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一百二十一号)第三十二条の二第二項において「昭和四十一年法律第一百二十一号」という。)附則第六条の規定により算定した普通恩給の年額)」を

二十九条を、「第二十六条第一項」の下に「、第二十七条を加える。

別表中「二九一、一一〇〇円」を「三七〇、二〇〇円」に、「一九四、一一〇〇円」を「一四七、二〇〇円」に、「三四、一一〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に、「一三四、一一〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二万四千円」を

三万六千円に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

2 改正後の施行法第二条第一項第五号及び第七条第一項第一号(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む)の規定は、前項の規定にかかるらず、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第一号)の公報の日の属する月の翌月分以後適用する。

(増加恩給等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置)第九条 この法律の公布の日前に退職し、若しくは死した更新組合員等(更新組合員等であつた者を含む。次条第七項を除き、以下同じ。)又はその遺族が、改正後の施行法第二十条又は第

の前日において消滅したものとみなす。

二十七条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次条第三項〇及び第四項八十八条第一項第一号の規定による遺族年金に適用する規定の適用を受けることとなるとき(次条第三項の規定の適用があるときを除く。)は、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による遺族年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これららの者の廃疾年金若しくは遺族年金の額を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

## 外 号 報

2 施行法第四十条第一項又は第二項(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次項〇及び次条第三項〇において同じ。)の申出があつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病(以下「公務傷病」という。)によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族とみなし、同日の属する月の翌月分以後、新法第八十条第一項第三号又は第四号の規定による

八十八条规定による廃疾年金を支給すべきことを希望しない旨をその裁定厅に申し出ることができる。この場合には、当該増加恩給等を受ける権利は、この法律の公布の日前に退職した者について同様に、この法律の公布の日から六十日を経過する日以前に、当該増加恩給等を受けることができる。この場合には、当該増加恩給等を受ける権利は、この法律の公布の日

に、新法第八十八条第一項第一号の規定による

廃疾年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の廃疾年金を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 施行法第四十条第一項又は第三項の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十四条(同法

第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)に定める額が、同法第二条第一項第八号に規定する傷病年金の額及び新法の規定による退職給付の額を合算した額を基準として政令で定める金額より少ないときは、当該金額とする。

4 第二項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

5 第十条 この法律の公布の際、現に増加恩給等(施行法第一条第一項第九号に規定する増加恩給等をいう。以下同じ。)を受ける権利を有する組合員等である者は、この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等である者は、この法律の公布の日

亡した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができる。

6 第二十二条若しくは第二十三条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十四条(同法

第二十条及び第二十七条の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第三項の規定による申出とみなす。

7 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第四項の申出があつた場合には、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十八条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分

つた者のうち政令で定めるものの公務による廃疾年金の額は、新法第八十二条若しくは施行法

第二十二条若しくは第二十三条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十四条(同法

第二十条及び第二十七条の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第三項の規定による申出とみなす。

8 第八条(この法律の公布の際現に更新組合員等の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けていた者は、当該扶助料を受ける権利を有する者については、同条第三項)の規定は、第三項又は前二項の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号若しくは第八十八条第一項第一号若しくは第五十四条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

9 第八条(この法律の公布の際現に更新組合員等の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けていた者は、当該扶助料を受ける権利を有する者については、同条第三項)の規定は、第一項、第二項又は第四項〇又は第五項の規定による

前項の申出があつた場合には、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族がすることができる。

10 第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十十二条、第一百二十十三条、第一百二十十四条、第一百二十十五条、第一百二十十六条、第一百二十十七条、第一百二十十八条、第一百二十十九条、第一百二十十条、第一百二十十一条、第一百二十十二条、第一百二十十三条、第一百二十十四条、第一百二十十五条、第一百二十十六

出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十四年一月一日（施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員については、同年十月一日）以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給の支給を受けていたときは、当該増加恩給の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

前条及びこの条に規定するものほか、増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一章を改正する法律の一部改正）

第十一条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一号中「五年」を「八年」に改め、「退職する者」の下に「（その資格の場合に農業公務員共済組合法第三十七条の三の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

附則第四十二条中「五年」を「八年」に改め、「資格を喪失する者」の下に「（その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十九条の三の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までに退職した者（その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有したこととなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条中「二〇二〇年四月四日以前に生まれた者を除く。」については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する旧令による改正後の法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者の年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律附則第二十一条中「退職の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一章を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

第三項の規定により同項に規定する者に新法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

#### 〔別紙〕

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

一 公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、すみやかに、統一的な責任官吏を定め、関係機関との調整をばかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう、四十三年度を日途として検討すること。

二 共済組合の給付に要する費用の公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

三 組合員が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること。

四 外国政府、外国特殊法人の最短年金年限などをえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

五 挂金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

六 遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、事情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

七 旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算の改善を図る際、検討すること。

昭和四十二年度における公共企業体職員等の資格を喪失した者（その資格の喪失の際同法の規定による通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員又は任意組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に農林漁業団体の資格を喪失した者（その資格の喪失の際同法の規定による通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

## 年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

## に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十三年の改正前の旧「国家公務員共済組合法」(以上「旧法」という)及び現行の「公共企業体職員等共済組合法」(以下「新法」という。)の規定により、現に支給されている年金について、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案」による国家公務員の共済年金の額の改定と同様に年金額の引上げを行なうとともに、所要の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 年金額の改定  
(1) 年金額の改定の基準  
① 旧法に基づく年金受給者について、その年金額を $10\%$  (七十歳以上の年金受給者については二八・五%, 六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者については $10\%$ ) 増額すること。

② 新法による年金額の改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(二) この法律は、昭和四十二年十月一日から施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

公共企業体の共済組合が支給する旧「国家公務員共済組合法」及び「公共企業体職員等共済組合法」による既裁定の年金の支給の実情にかままで受けていたと仮定した場合の俸給額

を $10\%$ 増額した額をさらに $10\%$  (新法の施行日前の期間に係る額の算定については、七十歳以上の年金受給者については二八・五%, 六十五歳以上七十歳未満の者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子又は孫であるものにあつては $10\%$ 増額した額に基づいて算定

を $10\%$ 増額した額をさらに $10\%$  (新法の施行日前の期間に係る額の算定については、七十歳以上の者に、「又は孫」を「若しくは孫」と認めるが、なお、昭和四十一年十月三十日をもつて期限の到来している男子についての通算退職年金と退職一時金との選択期間を、昭和四十四年十月三十一日まで延長すること)が適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

(1) 旧法による年金額の改定に要する費用は、従前と同様に、全額公共企業体が負担するものとすること。

(2) 新法による年金額の改定に要する費用は、そのうち新法施行日前の組合員期間に係る部分については全額公共企業体が負担するものとし、新法施行日以後の組合員期間に係る部分については公共企業体及び組合員の負担とするものとすること。

年金額の改定に要する增加費用は、昭和四十二年度において三公社で約十五億一千百万円と見込まれているが、追加費用として措置されることは、その他の、恩給法等の改正に伴い、所要の措置を講ずること。

昭和四十二年七月十四日

大蔵委員長 内田 常雄  
衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

(小字は修正)

第八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第三十九条第一項第二号中「五年」を「八年」に改め、「退職した者」の下に「(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。)」を加える。

のよう改正する。

附則第六条第六項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「又は子」を「若しくは子又は七十歳以上の者」に、「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、「法律第二百二十一号」の下に「以下「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。」を加える。

附則第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する者が七十歳以上の者である場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受ける権利を有する場合を除く。)における退職年金の年額については、同項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないとときは、前項の規定にかかるわらず、その金額を退職年金の年額とする。

第七条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第八条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和三十六年十一月一日から引き続き共済組合の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日前までの間に退職したもの（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第項中「退職後」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二号）」の公布の日と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの共済組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は喪失年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払となります。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受けているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

### 〔別紙〕

昭和四十一年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

図る際、検討すること。

### 特定織維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、織維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、特定織維工業の構造改善を図るため、設備の近代化、生産又は経営規模の適正化、過剰設備の計画的な処理等所要の措置を講ずるとともに、織維工業構造改善事業協会を設立して、特定織維工業の構造改善の業務を行なわせるものである。

### 二 共済組合の給付に要する費用の公的負担についての改善に努めること。

1 運用については、すみやかに、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう、四十三年度を目標として検討すること。

2 一 共済組合の給付に要する費用の公的負担についての改善に努めること。

3 二 共済組合が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること。

4 四 外国政府、外国特殊法人の最短年金年限を「える職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

5 五 掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

六 遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

### 2 特定紡績業の構造改善措置

1 本法において「特定織維工業」とは、綿糸、スル糸、合織糸及び混紡糸を製造する紡績業（特定紡績業）並びに綿スル織布業および綿人織織布業（特定織布業）とする。

また、「特定精紡機」とは、過剰設備として政令で定める精紡機とする。

### 3 特定織布業の構造改善措置

1 特定織布業商工組合は、その地区の組合員の設備の近代化、それに伴う設備の処理、生産または経営規模の適正化等の事業の実施のため、特定織布業構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 政府は、実施計画に必要な資金の確保に努めるとともに、構造改善に関する施策を講ずるに当たっては関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

3 特定紡績事業者が、その所有する特定精紡機を基本計画に従い織維工業構造改善事業協会に引き渡し、協会がこれを廃棄したときは、その事業者の所得税又は法人税を軽減する。

4 通商産業大臣は、実施計画で過剰設備の処理数量を定めた場合、特定精紡機を設置している特定紡績事業者に対し、協会への一括売渡し等に関する共同行為を指示するものとする。

なお、指示は、本法施行後一年以内に限り行なうことができる。

5 共同行為の指示後、必要ある場合には、共同行為を実施していない者を含めた全体に対し、協会への一括売渡し等により特定精紡機を処理すべきことを命ずることができる。

- (2) 政府は、事業計画の実施に必要な資金の確保に努めるとともに、構造改善に関する施策を講ずるに当たつては関連労働者の職業の安定につき配慮するものとし、また、設備処理の事業については協会を通じて補助金を交付することができる。
- (3) 事業計画に基づき、特定織布業商工組合が組合員の負担金により構造改善準備金を積み立てたときは、当該組合又はその組合員に対し課税の特例措置(損金算入)を認めること。
- 4 織維工業構造改善事業協会の設立等
- (1) 設立の要件及び法人格
- 協会は、本法に基づく法人とし、特定紡績事業者又は特定織布業商工組合の役員及び関係都道府県知事からなる発起人が定款を作成し、通商産業大臣の認可により一を限つて設立される。
- 協会の資本金は五億円で、全額政府出資とし、役員は、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、ほかに二十人以内の評議員で構成する評議員会を置く。
- (2) 協会の業務の範囲等
- イ 特定精紡機の買取り及び廃棄
- ロ 特定紡績業の事業を廃止する者からの特定精紡機及び関連設備の買取り及び廃棄

- ハ 納付金の徴収
- (1) 納付金の強制徴収
- 協会は、特定紡績事業者又は事業廃止者からの設備買取り又は廃棄の費用にあるため、納付金を徴収することができる。その徴収については、強制徴収をすることができる。
- 5 施行期日等
- (1) この法律は、公布の日から一月以内において政令で定める日から施行し、昭和四十七年六月三十日までに廃止する。
- (2) 織維工業設備等臨時措置法について、有効期間を昭和四十五年六月三十日まで延長することともに、昭和四十二年十月一日以降も精紡機の登録区分を現行の四区分のまま

- 二 特定織布業構造改善事業に必要な資金の貸付け及び債務の保証
- ホ 設備近代化に伴う設備処理事業資金にあてるための助成金の交付
- ト 特定織布業の事業を廃止する者からの他の附帯業務
- チ その他
- (3) 信用基金
- 協会は、資金の貸付け及び債務保証のため、政府出資と特定織布業商工組合からの出えん金との合計による信用基金を設ける。
- 三 本案施行に要する経費
- 昭和四十二年度一般会計予算に織維工業構造改善対策に必要な経費として八億六千七百六万二千円、織維工業構造改善事業協会出資に必要な経費として五億円がそれぞれ計上される。
- このほか、昭和四十二年度財政投融資計画に開銀融資四十五億円、資金運用部の債券引受けによる興長銀融資四十八億円がそれぞれ計上されている。
- 右報告する。

- 昭和四十二年七月十四日
- 衆議院議長 石井光次郎殿
- 商工委員長 島村 一郎
- 〔別紙〕
- 特定織維工業構造改善臨時措置法案に対する附帯決議
- 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書
- 一 議案の要旨及び目的
- 本法は、本法施行にあたり、わが国経済に占める織維産業の重要性にかんがみ、次の諸点に存置し、また第四区分精紡機を廃棄した者の種類に応じ第一区分への変更登録を認めることの改正を行なう。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、織維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、特定織維工業の構造改善を図るために措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。
- 三 構造改善の対象業種については、織維産業の実情を考慮し、その拡大に努めること。
- 四 構造改善の実施に当たつては、従業員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう万全の対策を講ずること。
- 五 紡織機等織維機械の性能の向上を促進するため、研究開発等に関する援助を行なうこと。
- 六 織維製品の輸出振興を図るため、対日輸入制限の排除について経済外交を強力に推進すること。
- 七 中小織維業者に關係の深い逆委託加工貿易については、悪影響が生じないよう十分配慮すること。

寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域内の整備に關し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は觀光資源の保全若しくは開発に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、近畿圏基本整備計画に基づき、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全文は觀光資源の保全等に関する保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとすること。

2 内閣総理大臣は、保全区域内において、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて地域住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害等の防止効果が著しい樹林地の区域を近郊緑地保全区域として指定することができるものとすること。

3 建設大臣は、近郊緑地保全区域内において、無秩序な市街地化のおそれが特に大であり、かつ、増進又はこれらの地域における公害等の防止効果が特に著しい区域を都市計画施設として、近郊緑地特別保全地区に指定することができるものとすること。

4 近郊緑地保全区域内においては、工作物の新增築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為をしようとする者は、あらかじめ、府県

の保全若しくは開発に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、近畿圏基本整備計画に基づき、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全文は觀光資源の保全等に関する保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとすること。

5 近郊緑地特別保全地区内においては、工作物の新增築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為は、府県知事の許可を受けなければならぬものとすること。

6 府県知事は、近郊緑地特別保全地区内における許可行為の制限規定に違反した者等に対して、その原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものとすること。

7 府県は、近郊緑地特別保全地区内において、許可行為の制限規定による許可を得ることができないため、損失を受けた者があるときは、通常生ずべき損失を補償するものとし、また、土地所有者から土地の利用に著しい支障をきたすことにより府県において買入るべき旨の申出があつたときは、これを買い入れるものとすること。

8 国は、この法律による損失の補償規定及び土地の買入れ規定に要する費用の一部を補助するとともに、保全事業の資金について配慮するものとし、国及び地方公共団体は、保全

知事に届け出なければならないものとするこ

## 二 議案の可決理由

近畿圏の保全区域の計画的整備を図るため、保全区域整備計画を作成することとするところに、大都市の近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地を保全するため、近郊緑地保全区域等の指定、近郊緑地保全区域等における行為の制限その他近郊緑地の保全に關して必要な事項を定めることとする本案の措置は、適切妥当なものと認め、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年七月十四日

建設委員長 森下 國雄

衆議院議長 石井光次郎殿

するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、県知事は、基本開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見をきいて、当該区域に係る都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならないものとし、内閣総理大臣は、その承認をしようとするときは、中部圏開発整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議するものとすること。

2 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、両区域の整備及び開発の基本構想、人口規模及び労働力の需給、産業の業種及び規模、土地の利用、施設の整備等に関する事項についてその大綱を定めるものとすること。

3 保全区域整備計画には、区域の整備の基本構想、土地の利用、道路、公園等政令で定める施設の整備等に関する事項についてその大綱を定めるものとすること。

4 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

5 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

6 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

7 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

8 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

9 諸則その他所要の規定を設けるものとすること。

4 国及び地方公共団体は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする」と。

5 地方公共団体が都市開発区域内において製造業の用に供する施設の新增設に係る不動産取扱税又は固定資産税について不均一課税をした場合には、これに伴う減収額を地方交付税で補てんするものとすること。

6 各省各局の長は、都市整備区域内又は都市開発区域内において製造業等を営む者に対して、国有財産を譲渡する場合において、都市整備区域建設計画等に照らして適当であると認めるときは、その充拠代金又は交換差金について、十年以内の延納の特約をすることができるものとすること。

## 二 議案の可決理由

中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与するため、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域の整備事業を円滑に実施するため、これらの計画を作成することとともに、これらを達成するための施設の整備

等に関し必要な事項を定める等の本案の措置

は、適切妥当なものと認め、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年七月十四日

建設委員長 森下 國雄  
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び

附帯決議  
保全区域の整備等に關する法律案に対する

政府は、本法の運営に当たり、次の点について特段の考慮を払うべきである。

一 中部圏基本開発整備計画及び都市整備区域建設計画等は、地域住民の意見を十分集約して、早急に策定すること。

二 国は、中部圏内における都市整備区域等の建設事業及び保全区域の整備事業を円滑に実施するため、その財源の裏付け確保に努め、地方債の増ワク、金融のあつせん等について適切な措

置を講ずること。

右決議する。

ハ 学術の国際協力に關し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

## 日本学術振興会法案(内閣提出)に関する報告書

### 告書

#### 一 議案の要旨及び目的

1 日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、法人として、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もつて学術の進展に寄与することを目的とする」と。

2 振興会の基本財産は、同会に承継される財團法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とすること。

3 振興会は、その目的を達成するため、次の業務を行なうこと。

4 振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置くこと。

イ 共同して行なわれる学術の研究に關し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

ロ 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に關し、資金の支給その他必

要な援助を行なうこと。

ハ 学術の国際協力に關し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

#### 二 優秀な学術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

ホ 学術に關する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

シ 学術に関する重要事項を審議させるため、評議員会を開くこと。

ス 評議員は、十五人以内とし、文部大臣が任命し、その任期は二年とする」と。

口 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に關し、資金の支給その他必

要な援助を行なうこと。

評議員は、十五人以内とし、文部大臣が任

6 振興会は、文部大臣の監督の下に置くこと。

7 国は、振興会の目的を達成するため、同会について必要な配慮をするものとすること。

8 文部大臣の認可により、財團法人日本學術振興会の権利及び義務は、振興会の成立の時ににおいて同会に承継されるものとし、財團法人日本學術振興会は、その時において解散するものとすること。

9 その他所要の規定を整備すること。

10 この法律は、公布の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

特殊法人日本學術振興会を設立し、學術研究の助成、研究者に対する援助、學術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行ない、もつて學術の進展に寄与することとは、時宜に適するものと認め、本案は、多數をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年七月十四日

文教委員長 床次 德一

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第三十七号中正誤			
ペシ	段	行	誤
九五	二	六	廃局
一〇四	三	五	岡本
一〇五	三	四	委員の
一〇六	二	一	委員に
			岡村
			十日
衆議院会議録第三十八号中正誤			
ペシ	段	行	誤
一〇四	二	九	者等を
それぞれ一字ずつ下がるべきの誤り。			
一〇五	一	〇	者等は
一〇六	一	〇	行頭は、
四	一〇	早急の	早急な

昭和四十二年七月十四日 衆議院会議録第三十九号

一一〇

明治二十九年三月三十日  
郵便物認可日

定価 一部 二十五円  
(たゞ良質紙は二十円)  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂葵町二番地  
電話 東京 五八二 四四一(大代)